

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀（八）

フィリップ・ブオナローティ 著

田 中 正 人 訳

目 次

凡 例
序 言

第一章 革命の諸局面——テルミドールまで

以上、一六九号

第二章 平等派——バンテオン・クラブの創設と解散（その一）

以上、一七〇号

第二章 平等派——バンテオン・クラブの創設と解散（その二）

第三章 秘密総裁府——設置とその組織（その一）

以上、一七一号

第三章 秘密総裁府——設置とその組織（その二）

以上、一七二号

第三章 秘密総裁府——設置とその組織（その三）

第四章 蜂起に向けて——警察隊の叛乱、そして山岳派との提携

以上、一七三号

第五章 蜂起直前——情勢判断と戦術会議

第六章 平等者の共和国——財産の共同体の運営と防衛（その一）

以上、一七四号

第六章 平等者の共和国——財産の共同体の運営と防衛（その二）

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀（八）

第七章 全市民の共和主義的紐帯と統治機構

第八章 教育——新しい習俗の涵養

以上、一七五号

第九章 蜂起直後に取るべき施策。しかし陰謀の露見

終章 ウァンドーム高等法廷（その一）

以上、本号

終章 ウァンドーム高等法廷（その二）

以下続載

補足資料

.....*

第九章 蜂起直後に取るべき施策。しかし陰謀の露見

蜂起後の最初の措置

勝利を取めた後に蜂起者たちが何よりも配慮すべきことは、民衆の世論を味方につけること、新たな革命の諸原則に忠実な人びとの手にいたるところで権力機関を委ねること、そして、平等への周知の敵たちに対し彼らが必要や訴えることとされる密謀を巡らす時間的余裕を与えないことであった。

フランス人民への宣言

こうした目的のために、「蜂起」委員会は「フランス人に対する宣言」の草案を策定していたが、委員会の一メンバーが最初の数行を書き記したときに、その草案は専制支配の手先たちに押収されてしまった。この「宣言」によってわれわれは、平等とさまざまな権利とに背いてきた一連の犯罪を人民の眼前に突きつけることとなっていた。この「宣言」

はまた、社会的災禍が革命を引き起こしたのではあるが、その革命によってはいまだに根絶されていないそれらの災禍のさまざまな原因がすべて、不平等と不平等が生み出すさまざまな害悪とのうちにあることを証明し、国民に対してパリの民衆の行動を国民が見習うべきお手本として示し、平等に賛同するようフランス人に公然と呼びかけるはずであつたし、数ヶ月間にわたる平静や勇氣や忍耐や従順さと引き換えにフランス人に平等を保障することを厳肅に誓うはずでもあつた。

同じ「宣言」は、「蜂起したパリ民衆のデクレ」⁽²⁾を立法の基本方針とし、また、「一七九三年憲法」を新たな政治体制の最終到達点として認めることとなつていた。ただし、幾つかの補足的措置を講ずることとさまざまな制度をあらかじめ樹立することは別物である。そうした措置がなければ、いかに人民的な憲法も常に、さまざまな徒党の憤激にさらされる、魂のない抜け殻と化すからである。

以下にこの「宣言」に引き続き講じられることとなつていた措置の幾つかを掲げておく。すなわち、あらゆる文民当局および司法機関を直ちに解体すること、また、それらの権力機関の職務を敢えて遂行しようとする個人すべてを法の保護の外に置くこと、

さまざまな執行委員会⁽¹⁾、県およびディストリクト〔郡〕の行政機関、市町村機関、革命委員会、治安判事および重罪裁判所を、共和暦第二年テルミドール九日（九四年七月二七日）以前の状態のままに、直ちに復活させること、

この時期に上記の権力機関において何らかの職務に就いていた市民すべてに対して、職務執行障害の正当事由がある場合を除いて、直ちに職務に戻るよう命令すること、

何らかの公職遂行の間に資産を増加したと認められる個人はすべて、あらゆる公職から排除し、違反者は死刑に処すること、

共和国全土に「蜂起文書」〔証拠書類 一五〕（第一七三号に収録）を参照）を布告すること、

共和国全土において、上記文書の第一、第二、第一八および第一九条を実施すること、

国家の金庫すべてに封印を施すこと、

農業労働および最低限必要な工芸に自ら従事しつつも、自分およびその家族にとって必要なものしか手にしていない市民たちのために、共和暦第四年〔正しくは第五年〕ヴァンデミエール一日〔九六年九月二二日〕からあらゆる直接税と営業税とを廃止すること、

以前に課せられていた直接税全体を金持ちに累進的に割り当てること、

国有財産の賃貸料を現物で支払うこと、

各コミューンに公営倉庫を、そして諸方面軍の守備を受けている国境から二〇里のところ到大規模な軍需品倉庫を設けること、

祖国防衛者たちのための衣服を祖国に提供するよう、すべての市民に対して要請すること、

市町村当局に対して、領土のいかなる部分も未耕作のまま放置されることのないように留意する旨、指令すること、

その地域の慣行に従って土地を耕作することを怠るような地主の権利を剥奪し、人民の利益に供すること、

国有財産の売却を中止すること、

共和国の内部において金銭による俸給を直ちに廃止すること、

窮乏が証明される公務員に対して必要なものを支給すること、

祖国防衛者の貧窮家族およびすべての貧しい老人、身体障害者に対して同様の支給を行なうこと、

正義の絶対的な声に喜んで身を委ねるよう、祖国には苦しみを押し付けず、かつ、自分たち自身には一連の災いを招かないようにするよう、また、余分なものを惜しむことなく人民に対して放棄〔委付 abandon〕することによってたに必要なものだけに切り詰めるよう、金持ちに説き勧めること、

真理と祖国とに心底から立ち戻つたことを一定の期間内に明確な形で示した人びとについては、平等に反する行為なし意見すべてを水に流すこと、

人民のために自分に必要なものだけに切り詰めるようにとの説得に応じない場合には、共和曆第二年テルミドール日〔九四年七月二六日〕以前に拘留されていた人びとはすべて刑務所に再収監し、違反すれば法の保護外に置くこと、亡命者ないし亡命のかどにより告発された者、陰謀家たち *conspirateurs* あるいはその相続人たちのためにテルミドール九日以降に発せられたデクレ^⑤すべてを取り消すこと、

テルミドール九日以後に共和主義者の殺害を実行ないし教唆した個人すべてを逮捕すること、といった措置である。以上の措置は、蜂起委員会が企てていたさまざまな大改革の端緒にすぎなかったし、また、人民の手中に公権力機関を強制的に移譲させることではなかった。

蜂起の後もさまざまな討論の中で有効な影響力を保持するつもりでいたこの委員会は、達成しようと望んでいた最終的な立法に向けた緊急かつ準備的な活動計画に取り組んでいた。以下にその概略を簡単に示しておこう。

総括代表委員

直ちに諸県および諸方面軍に対して、新たな公会の外部から採用され、幅広い権限を帯び、また共和主義者たちの力によってあらゆる抵抗を打ち破ることを任務とする総括代表委員が派遣されることとなっていた。この代表委員は、厳格な措置や寛大な措置を適宜講じる権限を付与されており、罷免し、裁判に付し、褒賞を与える権限を備えており、職務を開始する前に資産状況を申告することを義務付けられていたのであり、また、業務遂行の報告を受けるために、またその使命の目的を誤解するような代表委員を処罰するために特別に設置される特別裁判所に対して、その行動について責任を負うこととなっていた。

師範養成学院

蜂起権力機関の近くに師範養成学院 *seminaire normal* を早急に開設することがきわめて重要な目標と見做されていた。この師範養成学院には決められた順番で諸県の市民がやって来て、新たな革命の諸原則を汲み取り、改革者たちの精神を深く理解し、また、国民の様相を一変させることとなっているさまざまな法律の執行を指導する術を学ぶものとされていた。

世論と民衆結社

総括代表委員たちには、共和主義者たちを啓蒙し、結集し、また何よりも彼らに蜂起指導部の考え方と精神とを共有させる、という重要な任務が託されようとしていた。彼らは、自分たちの措置の賢明さによって、激しい熱意によって、無私無欲さによって、また非の打ちどころのない品行によって、共和主義者たちを引きつけたはずである。真の伝道者としての彼らは、あらゆるコミュニケーションの中に、そしてとりわけ、彼らが設立することとなっており、また、立法府による改革のための諸法令に先んじる世論をもつことが望まれていた民衆結社の中に、平等の光をもたらしたことであろう。

革命的デクレ

蜂起委員会が解体されたときに、以下のような五つの革命的デクレの草稿が委員会の議論に委ねられていた。すなわち、

「治安に関するデクレ」〔証拠書類 二八「治安に関するデクレ案の部分稿」を参照〕、

「軍隊に関するデクレ」、

「教育に関するデクレ」、

「経済に関するデクレ」〔証拠書類 二九「経済に関するデクレ案の部分稿」を参照〕、

「国民的祭典に関するデクレ」、である。

治安に関するデクレ

委員会は「治安に関するデクレ」の力強さによって、一七九三年五月三二日³以後に共和国を血に染めたいくつもの光景を再現せようと試みるような人びとを怖気づかせ、狼狽させることを望んでいた。これが、国内野営地、全市民武装、そして国民衛兵隊 *garde nationale* の新たな編成の目的であった。改革の完全な成功に関心のない人びとはすべて、この上ない無力状態に追いやられるのであった。それゆえ、有用な労働を通じて国家〔市民共同体 *citoyen*〕に奉仕しない人間はすべて、そこから排除されることとなっていた。最後にわれわれは、自分の身を守るために国家に唯一の救済の手段を求めざるをえない不満分子たちからさえ協力を得ることによって、全体計画の実現を容易にしようと考えていた。⁴

軍隊に関するデクレ

「軍隊に関するデクレ」からは、もはや教育舎（第八章（前号）を参照）においてはさまざまの恩恵を受けられなくなる青年たちのためのも一種の共和主義的教育が生じることとなっていた。このデクレにはとりわけ、以下のような条項が含まれていた。すなわち、

フランス人男性はすべて、二〇歳から二五歳までの間、軍隊において積極的に奉仕する。

誰であれ、〔空白〕年の間一兵卒として武器を携えたことがなければ、軍隊において指揮権を行使することはできない。

各部隊において部下は、定期的に解任されうる上官の選任に協力する。

軍人の俸給は、もはや金銭によっては支給されない。

共和国は、軍隊を構成するすべての個人に対して、毎日、兵士一日分の支給物資を分配する。

共和国は、祖国防衛者すべてに対して宿舎、被服、明かり油、暖房用燃料、洗濯を平等に提供し、また、祖国防衛者すべてを平等に扶養する。

兵士一日分の配給物資は公務員の一日分の配給物資と同じである。

祖国防衛者たちは、上官の監督の下で、「これから」定められることとなる規則に基づいて共同生活を送る。

個人的略奪は禁止される。作戦を開始する前に、祖国防衛者はすべて、敵から正当に奪い取るものありうるものすべてを軍隊の管理部 administration に持参することを約束する。

大変な労苦の後には、それらの労苦に耐えた軍人たちはいっそう豊富な食糧の支給を受ける。

不服従（抗命）は死刑に処せられる。

盗み、酷罰、強姦、強姦、賭け事、法律の無視、そして自分の部下に対する暴力行為および不当行為という罪を犯した将軍および将校も同じ刑（死刑）に処せられる。

諸方面軍において、訓練、教育そして祭典が実施されることとなる。

共和国は輝かしい武勲に対して褒章を授与する。

市民はすべて、武器の操作および軍隊式隊形移動の訓練を受ける、といった条項が含まれていた。

教育に関するデクレ

「教育に関するデクレ」は、われわれが述べたことのある計画（第八章を参照）の即時実施を目差していた。事実、

習慣ができあがってはいないがゆえに、われわれが与えようと望むあらゆる習慣を身につけうる状態にある児童に対しては、手加減する必要はまったくなかったのである。

この点に関しては、結局のところ障害はすべて、一部の家族の反感に打ち克つこと、そして改革の精神に基づいて教育舎を指導する能力を有した十分な数の人間を見出すことであつた。

最初の障害については、共和主義者のイニシアティヴによって、平等の諸原理の普及がかき立てるようになる感激によって、この措置が貧困階級に即座にもたらずこととなる安堵によって、また、この措置が子供たちに保障することとなる利点の明白さによって、この障害に打ち克つことができる、とわれわれは期待していた。

教育舎の指導が委ねられようとしていた人びとの思慮分別、道徳性そして能力に関しては、師範養成学院のおかげでそれらを確保しうることを期待していたのであり、その師範養成学院では、人民に新しい体制を受け入れさせるのに、また、青年が集まることとなる場所を整備するのに必要な時間を用いて、彼らを養成するはずであつた。

蜂起委員会は、青年と兵士に平等の習俗への愛着を覚えてもらうようにしよう、そうすればもっとも重要なことが達成されるであろう、と述べていた〔第六章「祖国と真の栄光とへの愛の中で育まれる子供たち」以下の項および第八章を参照〕。数年の内に、そうした若者たちが国民のほぼ全てを構成することとなるからであつた。しかしながら、教育が彼らに与えらるるとされる好ましい傾向を無駄にしないためには、彼らが社会の一員となつた際に、教育効果の妨害となる秩序を見出すようなことを容認してはならない。所有の精神の一扫がこの時期からすでに始まるべきであり、また、平等の教説や習俗の面での青年および軍隊の発展と同時並行的に進展すべきなのであつた。まさにこのことを、蜂起委員会は「経済に関するデクレ」の目的としていたのである。

經濟に関するデクレ

このデクレは、公行政のあらゆる部分を扱うものであった。すなわち、農業、工業、貿易、航行、財政、そして公共土木事業がそのデクレに関係していたのであり、また、そのデクレから新しい活力を受け取ることとなっていた。

ご承知のように、大規模にして完全な国民共同体の創設が委員会のさまざまな作業の最終目標であった。しかしながら、委員会の勝利の直後からそれを社会秩序の目的とし、反対派にその目的への協力を強いることは差し控えるべきだったであろう。そして、個人的な暴力はどれも、また法律によって命じられるのではない変革はどれも、禁止され、処罰されることとなっていた。委員会は、必要に迫られて、また打算に基づいて、所有権を禁止することを全人民に決心させるようなやり方で立法府が行動すべきである、と考えていた。

しかし、怠惰や要りもしないものへの欲求や虚栄心によって墮落した多くの人間に対して、彼らが激しく妨害してきた簡素さの状態を望むように仕向けるには、どのようにすればよいのであろうか。金持ちたちが、自分たちの財産を持ち続けてはいても、もはや豊かさも喜びも尊敬も見出さなくなる公共秩序 *ordre public* を確立することによってである、と委員会は答えていた。委員会はさらに次のように付け足してもいた。すなわち、「すべての勤労者がきわめて穏やかな労働によって、しかも給料を受けることなく、適正でゆるぎない安楽な暮らしを享受するようにしよう。そうすれば、偏見と因習に惑わされている市民たちもやがて迷いから覚めるであろう。またそのときには、財産や債券 *obligations* の所有者たちは、共和国によって保障される快適で無償の生活を上回る労働力の提供と彼らの収入の大部分を耕作や〔将来への〕備えに、そして税金に使うことを余儀なくされ、もはや楽しみを得ることも世話 (*service public*) を受けることもできなくなり、累進税の重みに首が回らなくなり、事業からも遠ざかり、影響力をすっかり失い、軽蔑され、国家の中でもはや外国人〔証拠書類 二八〕の「治安に関するデクレ案の部分稿」第一条を参照」という疑わしい範疇しか構成しなくなってしまうのであり、彼らは自分たちの財産を放棄〔委付〕して亡命するか、さもなければ、彼ら

自身の同意を通じて、共同体の平和的で普遍的な樹立を急いで確固たるものとするであらう」と。

蜂起委員会は続けてこう述べてもいた。すなわち、「小土地所有者、あまり裕福でない商人、日雇い農民、自作農など、わが国の諸制度によって過度の労苦や窮乏や苦痛を余儀なくされている不幸な人びとすべてに対して、われわれのもとに加わるよう呼びかけよう」と。またさらに、「彼らが人間らしさを回復するように、祖国に対して自分たちの才能と労働とをはっきりと捧げるすべての人びとに、不運から守られ、貧困に劣らず所有の結果でもある不安や気がかりから解放された快適な生活を直ちに保障し、今から直ちに大国民共同体を創出し、その共同体に広大な領土を与え、国民ないしコミュニティが権利を行使しうる不動産をすべてその共同体に組み入れよう。自分たちの身体と財産とをその共同体に完全に委ねる人びとに対して、万人が共有しうる幸福を構成するすべてのものを享受しうる不可侵の権利を授けよう。その幸福が直ちに現実のものとなるよう留意しよう。教養をひけらかす人たちが詭弁や大げさな表現を用いてその幸福を妨害しにやってくるのを阻止しよう。平等に向かって前進するよう、権力機関のあらゆる部門に強制しよう。心から祖国に身を投じる人すべてを祖国のうちに受け入れよう。傲慢が人民の目にうわべだけの豪華さを見せびらかすためのものを今なお引き出しえているあらゆる源を涸渇させてしまおう。金を砂や石よりも厄介なものとしよう。大胆に最初の攻撃を加えよう、そして、幸福を求める当然の願望と大衆の熱狂に助けられる思慮分別とに、次々とかくも崇高な営為を完遂させておこう」と述べていたのである。

こうした準備作業がいったん成し遂げられたときには、国民は共同体への参加者たちのうちにもみ存在することとなつたであろう。とはいえ、蜂起委員会からすれば、どう見ても、祖国防衛者たちが次々と帰還することによって、死亡した非参加者たちの財産が編入されることによって、また、このような改革がその結果としての世論の好都合な変化を必ずもたらすことによって、その共同体がやがては国民全体と一体のものとなる、と思われていた。義務および強制が、奨励や模範や必然の力に安全に席を譲りうる日がたちまち到来したことであろう。そのときから直ちに、所有者という

言葉は、フランス人にとっては訳のわからない *barbare* 言葉となったことであろう。

国民的祭典に関するデクレ

人民のさまざまな集会について述べた際に、われわれはさまざまな国民的祭典に、またそれらの祭典を委員会が設けようとした際の諸原則に言及したことがあった(第七章「四つの範疇の集会」および「祭典」の項を参照)。同じ精神が、委員会が解体される直前に議論された革命的な草案にも満ちていた。これらの祭典は数が多く、また変化に富むものとなったであろう。委員会の考えでは、絶えず市民たちの注意を喚起し続けること、彼らに自分たちの式典やゲームや楽しみを好ませつつ、彼らを祖国に結びつけること、暇なときに退屈さを感じさせないこと、そして頻繁に意思疎通をはかることによって共和国のすべての部分の間での友愛感を維持すること、これらのことがこの上もなく重要であった。

委員会の見方によれば、革命の成就是こうした制度の確立に、とりわけ「経済に関するデクレ」が設けようとしていた諸制度の確立に左右されていたのであり、また、人民主権が完全に行使される日、すなわち人民が平穏に平等を享受することとなる日とは、「一七九三年憲法」によって確認された、法律について決定する *deliberer sur* 権利を全面的に行使しうるようになる日なのであった。

部分的に、かつ順々に施行される憲法

そのときまでは、主権は段階的にのみ、また習俗の改善に依してのみ、人民に返却されるべきであるとされていた。改革が引き続き行われている間は、さまざまな手段によって大衆の影響力を和らげる元老会(第七章を参照)のもつ権威が、旧習から、また、よこしまな人びとによって必ずやさらされることとなるさまざまな危険や畏から主権を守って

くれたことであろう。

細部にわたる数多くの点が私の記憶から消えてしまっているのであって、私が覚えてるのはただ、いくつかのごく際立った特徴と、諸制度と憲法とが引き続き、かつ同時に進展するという非常に明確な考えだけである。蜂起委員会自体が、状況によって必要とならねないすべての措置を予見しえたわけでも、また改革者の任務が終わる時期を前以て決定しえたわけでもないことは、容易に分かっていただけである。

強い恐怖を抱いた激情がいったいどのような抵抗を示すのか、予測しうる者がいたであろうか。共和国の外部の敵たちがどの程度まで、疑いもなく以前のすべての改革よりも彼らにとって耐えがたい新たな改革に反対する努力を強めるのか、予言しうる者がいたであろうか。こうした予測や予見は、民主派の見解が以前の影響力をどれほどすばやく回復するか、その迅速さ次第で決まるのであった。

陰謀家たちの周知の考え方からすれば、唯一断言しうるのは、外国との戦闘行動が、征服欲あるいは支配欲から、また貿易上の嫉みから引き延ばされることは、一日たりともなかったであろう、ということである。

陰謀家たちの逮捕

多くの努力を払ったことについて、その勇気をいくらかは称賛してただけることであろうが、その多くの努力がグリエルの裏切りによって水泡に帰した。この裏切り者の策略に助けられつつ、共和暦第四年フロレアル二一日（一七九六年五月一〇日）朝、フランスの圧制者たちは陰謀指導部の大部分を逮捕した。バブーフとポナローティは、蜂起と改革について考察し、準備するために夜を過ごした部屋（テイソ宅）で書類に囲まれているところを（午前九時過ぎに）捕らえられた。ダルテ、ジェルマン、ディディエ、ドゥルエ、そしてそれ以外に何人も、（午前一〇時半頃）同時に、民衆運動の日程を設定するために集まっていたデュフル宅で捕らえられた。武装した国内軍が民主派に対する急

襲を掩護していたのであり、他方、盜賊たちの逮捕にやってきたと信じさせられたパリの民衆は、しばらく後になってから陰謀家たちを自由の身に戻そうと無駄な試みを行なうこととなったが、「このときは」何もせずに、陰謀家たちの投獄をじっと眺めていただけであった。

原注

- (1) 以下にその数行を掲げておく。「蜂起公安委員会。人民は勝利し、専制支配はもはや存在せず、諸君は自由である……」。
- ここで書き手が逮捕され、書類を押収された。
- (2) 前述箇所を参照(第四章「蜂起したパリの民衆に提案すべきデクレ」の項を参照)。
- (3) 「証拠書類 一八」(治安に関するデクレ案の部分稿)を参照。
- (4) このことを十分に理解するには、「証拠書類 一九」として掲載した、「経済に関するデクレ案の部分稿」を直ちに読む必要がある。
- (5) この頃、勇敢な兵士「ボナパルト」に最高権力へといたる道を開いたあの華々しいイタリア戦役が始まっていた。フランス人の心の中では、それ以来自由への愛が軍事的栄光および征服への愛に取って代わられることとなり、その後それは、彼らの敗北と全面的な隷従とをもたらしながらも強力な原因となった。読者の皆さんがその物語を読まれたばかりの陰謀はきつと、テルミドール九日以来権力を行使していた劣弱で腐敗した人びとから権力を奪取することによって、共和国にその最初の数年間(一七八九年から九三年テルミドールまで)の力強さを回復させたことであろう。そしてそのことによってフランス人民は、彼らを打ちひしぐ貴族の aristocratie 密謀から免れつつ、ボナパルトの野望とそれらの遠征がもたらした悲惨な結末とを免れたであろう、と考えられる。他方、諸国の王は同盟(対仏大同盟)を結んだ上で、革命の輝かしさによって目覚めており、侵略・強奪の戦争による災厄に苛立っている諸国民に対して狡猾にも自由を約束するという手を使って、フランス人民に対する怒りを爆発させることによって、ボナパルトの野望とそれらの遠征がもたらした悲惨な結末とを大いに利用し、再びフランス人民をかつての支配者たち(ブルボン家の支配。ルイ十八世による復古王政)への隷属状態に陥れたのであった。

〔*1〕 共和暦第四年ジェルミナル二二日（九六年四月一〇日）にボナパルトはイタリア戦役を開始し、同二二日（同年四月一日）にモンテノッテでオーストリア軍を、二三日にミレシーモでサルデーニヤ軍を撃破、その後も勝利と進撃を続け、フロレアル二〇日（同年五月九日）にはバルマ公に休戦協定を呑ませ、二六日（五月一五日）にはミラーノに入城した。

〔1〕 執行委員会 *commissions executives*。一七九二年八月一〇日に王権が停止された翌日に、立法議会は六人の大臣で構成される暫定的な執行評議会 *conseil executif* を設置した。これが九三年四月六日に設置された公安委員会の指導下に置かれ、さらに九四年四月一日（共和暦第二年ジェルミナル二二日）からは、行政、警察・裁判、商業・食糧補給、公共土木事業、公的扶助、運輸・郵便、財政、陸軍の組織・移動、海軍・植民地、武器・弾薬、そして対外関係という一二の委員会に置き換えられ、執行委員会あるいは政府委員会 *commission de gouvernement* の名称を帯びた。これらの委員会は総裁政府の下で廃止され、省組織が復活した。

〔2〕 ここでの「蜂起文書」は、山岳派委員会との提携によって変更の加えられた「新しい蜂起文書」（第二七四号所収の「証拠書類 二二」）ではなく、最初のもの（第二七四号に収録の「証拠書類 一五」）を指すと思われる。

〔3〕 オリジナル版でも、またエディシオン・ソシアル版でも、総裁政府が成立する以前の日付、またバンテオン・クラブ創設以前の日付である「共和暦第四年ヴァンデミエール一日から」となっているが、ここで記されているのはバブーフら「平等派」の考える蜂起後の施策であって、共和暦第四年ではありえない。明らかに単純な勘違いによるものであろう。

〔4〕 陰謀家たち *conspirateurs* の翻訳において *conspirateurs* と原綴を付した場合には、「平等派の陰謀」からすれば敵対的な、王党派や「エゴイスト」「アリストクラート」の側の陰謀家を指す。本書では、「陰謀」を示すフランス語として、*conjurat*ion や *conspiration* の二つが用いられているが、ブオナローティは必ずしも両者を厳密に使い分けてはいない。ただし、自らを *conspirateurs* と *conjurés* の双方で示すことはあっても、敵対する側について *conjurés* を用いた箇所はない。

〔5〕 「証拠書類 二 人民に真実を」（一七〇号に収録）を参照。

〔6〕 追放されていた山岳派議員に一票につきひとりの民主主義者で構成される、とされた国民公会を指す。第四章「秘密総裁府は山岳派との提携を決定」以下の項を参照。

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀（八）

[7] 総括代表委員 *commissaire general*。革命政府の下で、立法府のメンバーで県に派遣されていた代表派遣委員 *representant emission* と並んで、公安委員会の監視官 *agent* および執行評議会 *conseil executif* の代表委員 *commissaire* が地方に送られていて、状況観察と定期報告を任務としていた。九三年五月に公安委員会は代表委員の権限を制限し、共和暦第二年ヴァントーズ（九四年三月）にはすべての代表委員を召還し、九四年四月一日に執行評議会の廃止とともに代表委員も廃止された。「共和暦第三年憲法」はその第一九一条において、各県および市町村の行政機関には総裁政府がひとりの代表委員 *commissaire* を任命することとされた。この代表委員は総裁政府によっていつでも解任可能な存在であり、また、法律の執行を監視し、要請することとされていた。この代表委員は県および市町村行政機関の審議にも立ち会ったのである、中央集権化の先兵としての役割を担った。方面軍への代表委員 *commissaire aux armées* については、第五章訳注〔14〕を参照。パプーファらの「蜂起委員会」が構想した諸県および諸方面軍への総括代表委員は、「共和暦第三年憲法」の規定および総裁政府の下での代表委員が下敷きとなっているように思われる。

[8] 一七九三年五月二二日。パリの民衆が公会に乱入し、ジロンド派排除を求めた日。第一章訳注〔13〕を参照。

[9] 「人殺しと盗賊の一団」がやってきた、という貼り紙がパリ中に貼り出されていたのであり、また、「リヨンの郵便局員殺したち」を逮捕した、との触れ込みであった。

[10] 「高等法廷の組織に関する法律」が共和暦第四年テルミドール一四日（九六年八月一日）に採択され、同二〇日（同八月七日）に公布されると、獄中の平等派救出のための作戦が残存分子などによって立てられた。悲惨な結果に終わった、共和暦第四年フリュクチドール二三日（九六年九月九日）のケルネル兵営事件（第二章原注〔16〕の補注〔*1〕および第五章原注〔5〕を参照）がその例。

[11] Audard, *Paris, op. cit.*, t. 3, pp. 181-182 によれば、五月二一日の項には、「フォール・サン＝タントワーヌおよびフォール・サン＝マルソーはこの上なく平穏である。都市〔パリ〕の中心部も同様に平穏である」との報告がなされていた。

治安に関するデクレ案の部分稿¹⁾

第一条 祖国のために何もしない人びとは、いかなる政治的権利も行使しえないのであり、それらの人びとは、共和国が保護²⁾を与える外国人である。

第二条 何らかの有用な労働によって祖国に奉仕しない人びとは、祖国のために何もしない。

第三条 法は、以下のものを有用な労働と見做す。すなわち、

農業、牧畜、漁業そして水運の労働、

機械工芸および手工芸の労働、

小売業の労働、

人および品物の運輸業の労働、

軍事に関する労働、

教育および学問に関する労働、である。

第四条 「前条の規定」にもかかわらず、教育および学問に関する労働は、それらに従事する人が、「いずれ」決定される手続きに基づいて交付される良民証³⁾を 「空白」の期間内に持参しない場合には、有用なものと見做されない。

第五条 政治的諸権利の行使は、身体障害あるいは革命的情勢ゆえに有用な労働が中断された市民については、維持される。

第六条 外国人に対しては、公的な集会への入場は禁止される。

第七条 外国人は最高行政機関の直接的な監視の下に置かれるのであり、最高行政機関は外国人を通常の住居から追放

し、懲戒場 lieu de correction に送ることができる。

第八条 保護を受けることを認められた外国人はすべて、国民共同体の一員となつたときには、市民権 droits de cité 志願者となる。彼は、良民証を提出できるように次第、市民権を行使する。

第九条 法律によって、いかなる者であれ、国民共同体の一員でない場合には、市民権を行使しえなくなる時期を定める。

第一〇条 市民は全員が武装する。

第一一条 外国人は、所有する武器を革命委員会の手預けるものとし、違反した場合には死刑に処せられる。

第二二条 本デクレの公布後一〇日目に、市民は国民衛兵隊を再編成するために集会を開くものとする。

第二三条 できる限り早急に、トゥーロン〔地中海岸ヴァール県〕、ヴァランス〔地中海岸ドローム県〕、ゲルノーブル〔イタリア国境イゼール県〕、マコン〔フランス中部、ソーヌ＝エ＝ロワール県〕、メッス〔東北部フランス、モゼール県〕、ヴァランシエンヌ〔北仏ノール県〕、サン＝トメール〔北仏パ＝ド＝カレー県〕、アンジエ〔西仏、メーヌ＝エ＝ロワール県〕、レンヌ〔西仏ブルターニュ半島の付け根、イル＝エ＝ヴィレーヌ県〕、クレルモン〔＝フェラン。中仏、ピュイ＝ド＝ドーム県〕、アングレーム〔西仏シャラント県〕そしてトゥルーズ〔南仏オート＝ガロンヌ県〕の近郊に、安寧を維持し、共和主義者を保護し、改革を促進することを目的とする野営地が形成される。

第一四条 上記目的のために、革命委員会は国民衛兵隊一中隊につき四人の共和主義者を選び出し、完全装備させ、野営のための衣類を持たせた上で直ちに指定の場所に向けて出発させるものとする。

第一五条 「軍隊に関するデクレ」の諸規定が、上記野営地にも適用される。

第一六条 それらの野営地は、新たな法律が平穩に施行されるときには直ちに解散されるものとする。

第一七条 「サン＝マルグリット島〔レラン諸島のひとつ〕、イタリア国境近く、アルプ＝マリタイム県のカンヌ沖〕、

〔サン〕 トノレ島〔同前のサン〕トノラ島のことか、イエール諸島〔トゥーロン南東、地中海に浮かぶ〕、オレロ
ン島〔西仏、シャラント〕マリテーム県、大西洋岸の島〕、レ島〔同前〕は懲戒場に変えられ、そこには疑わしい
〔反革命容疑の〕外国人と「フランス人への宣言」の結果逮捕された者が送られて、共同労働を強制されることとな
る。

第一八条 上記の島々には近づいてはならないものとされる。また、政府に直接に従属する行政機関が設けられる。

第十九条 拘留された者のうち、改悛、労働の面での活発さ、そして模範的な服役態度を示す者は、共和国に戻り、そ
こで市民権を獲得しうるものとする。……〔以下、空白〕

訳注

〔1〕 この文書名にある「治安」は原文では *Police* である。未完の、かつ（ないしは）散逸して不完全な部分稿であることか
ら、訳語の選択に悩むが、「外国人」に関する規定、また国境警備・防衛に関する条項も含まれていることから、「警察」で
はなく「治安」の方を採用しておいた。

なお、この「デクレ案の部分稿」は、「証拠書類七 平等派宣言」（本誌第一七二号所収）、「証拠書類八 ……パプーアの
教説についての分析」（同前）、「証拠書類一五 ……蜂起文書」（第一七三号所収）の一部、および、次の「証拠書類二九」
などととも、石川三四郎訳「バベウフ著 平等の教義」（『社会思想全集 第二巻』一九三〇年、平凡社）に収められてい
る。

〔2〕 保護 *hospitalité*。古代ローマにおいて旅行者が宿と庇護とを受ける権利で、個人、家族、都市間で結ばれた相互的な取
り決めによる。後に巡礼者に対する無料宿泊などのもてなし、さらに亡命者などに与えられる保護を意味した。

〔3〕 良民証 *certificat de civisme*。良民証は市民（公民）としての義務を果たしていることを証明する書類。善い行いと政治
的な正統性 *orthodoxie* が、簡単に言えば革命支持が条件であった。当初、九二年秋以降に公証人、法曹、代訴人などの職
に就くのにも要求されたが、その後、九三年二月五日法によってあらゆる公務員に、さらに六月一九日には教師や年金生活者

平等をめざす、いわゆるパプーアの陰謀（八）

にも求められるようになった。発行の作業は、監視委員会や民衆協会に委ねられた。パリでは、九三年二月二二日の総評議会のアレテによってセクシオンに任せられ、さらに四月二九日のアレテによって革命委員会や民衆協会に任せられた。こうした事情から、サン・キュロットは行政機関の肅清に、また反革命容疑者の摘発にこの良民証を利用した。後に国民公会は共和暦三年テルミドール一八日(九五年八月五日)に、公職に就くための手続きとしてのこの良民証を廃止した。

〔4〕本章「軍隊に関するデクレ」の項を参照。

〔5〕「フランス人への宣言 *proclamation aux Français*」。本文中「フランス人民への宣言」の項で概要が記されているものを指すと思われる。

証拠書類 二九

経済に関するデクレ案の部分稿

第一条 共和国には大国民共同体が創設されることとなる。

第二条 国民共同体は以下に掲げる財産の所有権を有する。すなわち、

国民のものであると宣言されて後に、共和暦二年テルミドール九日(九四年七月二七日)の時点で売却されていなかった財産、

革命の敵たちの財産で、「共和暦第二年ヴァントーズ八日および一三日のデクレ」によって貧乏な人びとに与えられた財産、

有罪判決の結果、共和国のものとなったか、あるいは共和国のものとなるべき財産、

現在、公的業務のために使用されている建造物、

「一七九三年六月一〇日の法律」以前にコミューンが収益権を有していた財産、

救済院 hospices に使われている財産および教育施設、

貧困な市民が、〔空白〕日の「フランス人への宣言」〔本文中の「フランス人民への宣言」〕の施行の時点で、占有している住居、

共和国に対して「所有権を」委付した人びとの財産、

公職の遂行において財をなした人びとが不当に取得した財産、

所有者が耕作を怠っている財産、以上については、国民共同体が所有権を有する。

第三条 遺言書の有無にかかわらず、相続権は廃止される。現在私人が所有している財産は、その私人が死亡した際には、すべて国民共同体のものとなる。

第四条 今生存している父の子供であつて、法律によって軍隊〔方面軍〕への配属を義務付けられていない者は、現在の所有者と見做される。

第五条 男性であれ女性であれ、財産のすべてを祖国に委付し、その身体と可能な労働とを祖国に捧げるフランス人はすべて、国民共同体の構成員である。

第六条 六〇歳に達した老人、および身体障害者は、貧困である場合には、当然にも国民共同体の構成員である。

第七条 国民教育舎で教育を受けた青年もまた同様に、国民共同体の構成員である。

第八条 国民共同体の財産は、その健全な構成員すべてによって共同利用される。

第九条 大国民共同体は、そのすべての構成員を平等かつ適当な質素さの中で扶養する。大国民共同体は、彼らが必要とするものを彼らに支給する。

第一〇条 共和国はその善良な市民に対して、共同体に進んで財産を委付することによって改革の成功に貢献するよう要請する。

第一条 いかなる者も、上記共同体の構成員でない場合には、〔空白〕日以降は文官あるいは武官となることはできない。

第二条 大国民共同体は、法律に基づいて、また最高行政機関の指導の下に、その構成員が自由に選ぶ地方行政官によって運営される。

第三条 ……〔以下、空白〕

共同の労働について

第一条 国民共同体の構成員はすべて、その市民に可能な農業および有用な工芸の労働を共同体に対して行う義務を有する。

第二条 六〇歳に達した老人、および身体障害者は除外される。

第三条 財産を自発的に委付することによって国民共同体の構成員となった市民は、四〇歳に達した場合には、また、本デクレの公布以前に機械工芸に従事していなかった場合には、骨の折れる労働はいかなるものであれ課せられないものとする。

第四条 各コミュニティにおいて、市民はさまざまな範疇 *categories* に区分される。有用な労働と同じ数の範疇が設けられるのであり、個々の範疇は同じ工芸を営む人びとすべてで構成される。

第五条 各範疇には、それを構成する人びとによって選任される行政官が設けられる。これらの行政官は労働を指導し、労働の平等な割り当てに留意し、市町村行政当局の命令を執行し、熱意と活発さの模範を示す。

第六条 法律が、各季節について、国民共同体構成員の日々の労働時間を定める。

第七条 市町村行政機関には、労働者の各範疇から代表として派遣された老人たちで構成される評議会が設けられる。

この評議会は、労働の配分、緩和そして改善に関するすべてのことについて行政機関を啓発する。

第八条 最高行政機関は、人間の苦勞を軽減するのに適したさまざまな機械および方式を国民共同体の労働に応用する。

第九条 市町村行政機関は、各範疇の労働者たちの状態および彼らが従事している任務の状態を常に監視する。

第一〇条 あるコミュニケーションから別のコミュニケーションへの労働者の移動は、共同体の能力および需要についての情報に基づいて、最高行政機関が調整する。

第十一条 最高行政機関は、公民精神〔愛国心 *civisme*〕の欠如、怠惰、奢侈そして無軌道ぶりゆえに社会に対して危険な手本をもたらす人間は男女とも、最高行政機関が指定するコミュニケーションの監視の下で強制労働を課す。彼らの財産は国民共同体のものとなる。

第十二条 各範疇の行政官は、保存に耐えうる農産物と工芸製品とを国民共同体の倉庫に預託させる。

第十三条 これらの品物の点検目録は定期的に最高行政機関に伝達される。

第十四条 農業の範疇に配置されている行政官は、食品、衣服、運送、そして人間の労働の軽減に適した動物の普及と改良に留意する。

……〔以下、空白〕

共同体財産の配分と使用権について

第一条 いかなる国民共同体構成員も、行政官による現物引渡しを通じて法律が彼に与えるものについてのみ、収益権を有しうる。

第二条 国民共同体は直ちにその構成員一人ひとりに対して以下のものを保障する。すなわち、衛生的で、便利で、十分に家具の揃った住居、

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀（八）

八九（521）

国民的衣装 (costume national) に合致した、亜麻あるいは毛でできた仕事着とくつろぎ用の衣服、洗濯、照明そして暖房のための道具、

パン、肉、鶏、魚、卵、バターや油、ワインやさまざまな地方で常用される飲み物、野菜、果物、調味料やその他組み合わせによって、ささやかでつましい生活のゆとりとなる品物の面での十分な量の食品、

治療技術の助け、以上のものを保障する。

第三条 各コミュニティにおいて、定められたいくつかの時期に、共同体の全構成員が出席を強く要請される共同食事が催されるものとする。

第四条 公務員および軍人の生活費は、国民共同体の構成員たちのそれと等しい。

第五条 貸金を受け、あるいは通貨を保存する国民共同体構成員は、すべて処罰される。

第六条 国民共同体の構成員は、行政機関の許可を受けた移動の場合を除いて、居住するアロンディスマンにおいてのみ、共同の配給を受け取ることができる。

第七条 現在の市民の住所は、本デクレの公布の際に市民がもっている住所である。

国民教育舎で教育を受けている子供の住所は、彼らが生まれたコミュニティにある。

第八条 各コミュニティには、国民共同体の構成員たちへの農産物および工芸製品の分配を担当する公務員が設けられる。

第九条 法律によって、こうした分配の規則を定める。

第一〇条 ……〔以下、空白〕

国民共同体の行政について

第一条 国民共同体は、国家の最高行政機関による適法の指導を受ける。

第二条 共同体の行政の観点から、共和国はいくつかの地域圏 (region) に分割される。

第三条 ひとつの地域圏には、ほぼ同じ生産物をもたらす、隣接するすべての県が含まれる。

第四条 各地域圏には中間的行政機関が設けられ、諸県の行政機関はこれに従属する。

第五条 信号機〔手旗信号機〕の路線網によって、県の行政機関と中間的行政機関との間の、また、中間的な行政機関と最高行政機関との間の通信速度が早められる。

第六条 最高行政機関は、法律に基づいて、各地域圏の共同体の構成員に対してなされるべき分配物の種類と割り当て量とを決定する。

第七条 この決定に基づいて、諸県の行政機関は県内の各アロンディスマンにおける不足あるいは余剰を中間的行政機関に通知する。

第八条 中間的な行政機関は、ある県の不足を別の県の余剰によって可能な限り埋め、必要な支払いと運搬とを命じ、最高行政機関に対して不足量あるいは余剰量を報告する。

第九条 最高行政機関は、あるいは余剰物のある地域圏の余剰によって、あるいは外国との貿易によって、不足している地域圏の必需品を供給する。

第一〇条 何よりも、最高行政機関は毎年、共同体の全収穫の一〇分の一を前以て徴収させ、軍隊の倉庫に預託させる。

第一条 最高行政機関は、共和国の余剰が飢饉の年のために注意深く保存されるよう、必要な措置を講ずる。
………〔以下、空白〕

貿易について

第一条 諸外国の人民との個人的な貿易はすべて禁止される。個人的な貿易に由来する商品は没収されて、国民共同体

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀 (八)

のものとなる。

第二条 共和国は、自国の農産物および工業製品の余剰を外国の人民の余剰と交換することによって、国民共同体に欠けているものを提供する。

第三条 この目的のために、使いやすい倉庫が海陸双方の国境に面して設けられる。

第四条 最高行政機関は、その代理者たちの助けを借りて外国人と交渉する。最高行政機関は、交換したいと願う余剰品を、外国人から取り決められた品物を受け取る倉庫に預託させる。

第五条 最高行政機関の代理者たちは、貿易倉庫においてはしばしば異動の対象となる。背任行為をなした者は厳罰に処せられる。

……………〔以下、空白〕

運輸について

第一条 どのコミュニティにも、その公有財産にあるコミュニティから別のコミュニティに運搬する任に当たる行政官が設けられる。

第二条 どのコミュニティも、陸路によるものであれ、水路によるものであれ、十分な運搬手段を備える。

第三条 国民共同体の構成員は、あるコミュニティから別のコミュニティまで運輸される品物を運び、監視する役割を交替で担うよう求められる。

第四条 中間的行政機関は毎年、その下に服する諸県すべてから選任された一定数の若者に対し、きわめて遠方まで運搬する責任を負わせる。

第五条 何らかの運搬を担当する市民たちの生活は、彼らがたまたま〔運搬の途中で〕居合わせるコミュニティが扶養す

る。

第六条 最高行政機関は、下級行政機関の監視の下に、必要を覚えている地域圏の不足分を埋める品物をコミュニティからコミュニティへと最短の道筋で運搬させる。

……………〔以下、空白〕

税について

第一条 国民共同体の構成員でない諸個人のみが、納税義務者である。

第二条 彼らは、前以て定められたさまざまな税を支払わねばならない。

第三条 それらの税は、現物で徴収され、国民共同体の倉庫に払い込まれるものとする。

第四条 税査定額の総額は、本年度については、昨年度の二倍である。

第五条 この総額は、県ごとに、全納税義務者に対して累進的に割りふられる。

第六条 〔国民共同体の〕構成員でない人びとは、必要な場合には、国民共同体の倉庫に、将来の税の内金として、彼らがつ食料品あるいは製品の余剰を支払うよう強く要求されることがありうる。

……………〔以下、空白〕

債務について

第一条 国債はすべてのフランス人について〔弁済して〕消滅される。

第二条 共和国は、共和国が外国人に対して支払うべき永久国債の元金を返済することとする。共和国はそれまでの間、この国債ならびに外国人名義の終身年金を運用する。

平等をめざす、いわゆるパプーアの陰謀（八）

第三条 国民共同体の構成員となつたあらゆるフランス人が他のフランス人に対して負う債務は〔弁済して〕消滅される。

第四条 共和国は、共同体構成員が外国人に対して負う債務を引き受ける。

第五条 この点に関する不正行為はすべて、終身労役の罰を受ける。

……………〔以下、空白〕

貨幣について

第一条 共和国はもはや貨幣を鑄造しない。

第二条 貨幣として鑄造された素材は国民共同体のものとなるのであって、共和国が必要とする品物を外国の人民から購入するために使われるものとする。

第三条 共同体の一員でなくて、共同体の構成員に対して貨幣に鑄造される素材を提供したと認められる者はすべて、嚴罰に処せられる。

第四条 もはや金も銀も、共和国には持ち込んではない。

……………〔以下、空白〕

訳注

〔1〕 国民のもの。国有財産 biens nationaux のこと。第二章の訳注〔50〕を参照。没収された教会財産および亡命者の財産が主な内容。

〔2〕 「共和曆第二年ヴァントーズ八日および「三日のデクレ」。いわゆる「ヴァントーズ法」を指す。第二章原注〔22〕とその補注〔*1〕を参照。

〔3〕「一七九三年六月二〇日の法律」とは、「コミュニティン財産の配分に関するデクレ」を指す。それによれば、コミュニティン林、広場、散步道、公道、公共施設、堀、砦、河川、寄洲などを除くコミュニティン財産は、住民集会の議を経て、当該住民に配分されうる、としていた（同法、第一篇第一条および第三篇第一条を参照）。

〔4〕第七章訳注〔14〕に言う中間的行政機関は九三年憲法上の区分であり、県とコミュニティンとの間に位置する。平等派の構想の中では、地方行政組織はコミュニティン、県、地域圏からなる「三層制」が採られていた。

〔5〕ここでの「本年度」とは本章（第九章）訳注〔3〕との関連で、共和暦第五年ヴァンデミエールからの新年度を指すと考えられる。

終章 ヴァンドーム高等法廷（その1）

投獄

陰謀家たちの投獄とその陰謀についての報せとは、さまざまな感情を引き起こした。すなわち、圧制に苦しむ人びとの間には悲嘆と茫然自失とを、上層階級の間には恐怖からの戦慄と冷酷な喜びとをもたらした。後者は、バブーフ主義者、*babouistes* に対して「死刑に処せ」という怒声を浴びせていた。バブーフの傍らで押取された多数の文書から、貴族階級 *aristocratie* はその階級が恐怖していた党派を根絶する手段を思い付くこととなった。

たちまちアベイ監獄は被疑者たちでいっぱいとなったのであるが、彼らは民衆および兵士たちが彼らに対して惜しみなく示した激しい関心の中を通り抜けてそこに連れて来られたのであった。何日にもわたって人びとの群れが監獄に隣接した通りを埋めていた。しかしやがて被勾留者たちは分散させられ、「陰謀との」関わりがもっとも深いと思われた被勾留者たちはひそかにテンブル塔に移された〔大部分が五月一九日から二二日にかけて〕。彼らほたいいてい、軍法会

議〔第二章原注(16)への補注(*2)を参照〕の銃弾を受けて突然に命を失う覚悟を決めていたのであるが、ドゥルエのおかげでそうした事態に陥らずにすんだ。

一撃を加えるばかりの刃をドゥルエが停止

「共和暦第三年憲法」によって、議員〔元老院および五〇〇人院の議員〕に対する裁判は、立法府による起訴(公訴の提起)に基づいてのみ、また、県の選挙会によって選任される陪審員をも含む高等法廷 Haute Cour de Justice なるものによってのみ可能であった。政府が存在するコミューンの近くには設置することのできないこの特別法廷を組織するには、何ヶ月もの時間が必要だったのである。

被疑者たるドゥルエは議員〔五〇〇人院議員〕であったので、彼が起訴された場合に、彼が裁かれることとなる〔特別〕法廷において、彼と共犯と思われる人びとをも共同審理しうるかどうかが判明するまで、彼以外の被疑者たちの裁判を延期せざるをえなくなった。

勾留されてから二日後、バブーフは総裁政府に以下のような書簡を送った。

総裁政府宛てのバブーフの書簡

G・バブーフから総裁政府へ。

パリ、共和暦第四年フロレアル二三日〔九六年五月一二日〕

「総裁のみなさん。あなた方は私と対等に話し合うことは沽券に係わるとお考えなのでしょう。今ではあなた方には、私がどれほど広範な信頼の的となっているか、お分かりでしょう。私の党派があなた方の党派と十分に拮抗しうることがあなた方にはお分かりでしょう。あなた方には、どれほど巨大な組織網が私の党派につながっているかお分かり

でしょう。以上大雑把に示したことがあなた方を震撼させていることを、私は十分すぎるほど確信しています。

あなた方が暴き出した陰謀を騒ぎの種とすることは、あなた方の利益に、また祖国の利益になるのでしょうか。私はそれは考えていません。私の考えが胡散臭いものではありえない理由を述べようと思います。

この事件が明るみに出たならば、どういふことになるのでしょうか。私はその事件においてあらゆる役割のうちでもっとも名誉ある役割を果たしていたこと、そして私が、ごく高邁な精神から、あなた方も私についてご存知の気力を奮って、私とその一員であることを一度として否定したことのない陰謀の神聖さを論証していたことが明るみに出たならば、どういふことになるのでしょうか。あの、大多数の被告たちが自分たちの無罪を証明するために用いる否認〔檢察側主張に対する否認(denial)〕という卑屈でありきたりの方法を探ることをせずに、私は敢えて、大原則を詳しく説明したいと、また、人民の永遠の諸権利を、「われわれの陰謀という」この主題の崇高さを深く理解することがもたらすあらゆる利点ともども、弁護したいと思うのです。申し上げておきますが、私は敢えて、この裁判が正義の裁判ではなく、強者による弱者に対する裁判、抑圧者による被抑圧者およびその高邁な防衛者に対する裁判であることを明らかにしたいと思っています。私に対しては、流刑あるいは死刑の判決が下されるかもしれません。しかしすぐに、私への判決は、強者の犯罪によって弱者の徳義に対して下されたものである、と見做されるでしょう。私の処刑台は、バルネフェルト³およびシドニー⁴に対する処刑台とあい並んで、榮光に満ちた姿を見せることとなるでしょう。あなた方は、それも私を処刑した直後から、ロベスピエールやグージョン(第二章原注(5)の補注(*1)を参照)といった、著名な殉教者として今日崇められている人びとの傍に、私のために祭壇を用意しようと思われているのでしょうか。それは諸政府および政權担当者たちを強固なものとする手段ではけっしてありません。

総裁のみなさん。あなた方には、私があなた方の手許に置かれていても、あなた方には何の得にもならないことがお分かりでしょう。私が陰謀のすべてであるわけではないのです。けっして陰謀のすべてではありません。私は、陰

謀を構成する長い鎖のひとつの環にすぎません。あなた方は、私という環と同様に、それ以外のすべての環を恐れねばならないのです。しかもあなた方は、それらの環が私に対して抱いている関心すべての証拠をつかんでいます。あなた方は、私に打撃を与えることによって、すべての環に打撃を与えるのです。そしてそれらすべての環に刺戟を与えるのです。

申し上げておきますが、あなた方は、フランス共和国の民主派全体に刺戟を与えることとなるのです。しかもあなた方もご存知の通り、それはあなた方が当初想像しうるほど些細なことからではありません。民主派が強力に存在するのは単にバリだけではないことを認めるべきです。民主派が力をもっていない県はひとつもないことに気付くべきです。あなた方はいくつかの断片しか目にしていないのですが、あなた方が送ってきた警官たち〔逮捕班 (captureurs)〕が、リストの作成を可能にする大量の郵便物を押収していたならば、そのことをもっとよく判断できたことでしょう。たとえいくら聖なる火を抑圧しようと望んでも無駄なのです。その火は燃えており、またこの先も燃え立つのです。しばらくの間消えたように見えれば見えるほど、その炎はいっそう急に力強く、また爆発的に再び燃え上がるおそれがあるのです。

あなた方は、いまだに自分たちの敗北を言明しようとは望んでいない、あの大勢のサン＝キュロット派をすべて厄介払いしようとしているのでしょうか。まずはそうした厄介払いが可能だと想定してごらん下さい。しかし、その後、あなた方はどのような立場に置かれることとなるのでしょうか。クロムウエルの死後、イギリスの数千人に及ぶ共和主義者を流刑にした状況とまったく同じ状況に置かれてはいませんか。チャールズ二世〔在位一六三〇～八五年〕は国王でしたが、あなた方は、どのように言われているにせよ、いまだ国王ではありません。あなた方には味方となる党派が必要なのです。しかし、愛国派 (parti des patriotes) を取り除いてごらん下さい。そうするとあなた方はあなた方だけで王政主義 (royalisme) と対峙することになるのです。あなた方だけで王政主義に対抗した場合には、王政主義

はあなた方をどのような目に遭わせることとなる、とお考えなのでしょうか。

しかしあなた方は、「共和派は王政派と同じくらい、いやおそらくはそれ以上にわれわれにとって危険なのだ」と言うでしょう。それは間違っています。愛国派の企ての性質をよく注意して見てください。そうすれば、愛国派があなた方の死を望んでいる、とは読み取れないでしょうし、あなた方がどのように公表したことは誹謗なのです。私としては、愛国派はそのようなことは望んでいなかった、とあなた方に言うことができます。彼ら愛国派は、ロベスピエールとは異なる道筋をたどろうと望んでいたのです。また彼らは流血をまったく望んでいませんでした。彼らは、あなた方が権力を抑圧的に用いたこと、あなた方が権力から人民的な形態と人民に対する権利保証とをすべて取り除いたことを、あなた方自身に認めさせることを望んでいたのです。また、あなた方から権力を取り戻すことを望んでいたのです。あなた方は「共和暦第四年」ヴァンデミエール「二三日」の後で人民のために統治することを約束したように見えました。その約束通り、人民のために統治できていたならば、彼ら「愛国派」はけっしてそうしたことを望むようにはならなかったでしょう。

私自身、「私の新聞の」最初の数号¹では、あなた方を容認しようと望んでいました。私は、あなた方がどのようにすれば人民の謝辞に覆われようようになる、と望んでいたか、あなた方に語ったことがあります。私はまた、憲法に則ったあなた方の政府が真の共和主義の諸原則とは際立って違う形でもたらしているものすべてをあなた方が取り除くことが、どのようにすれば可能であると私には思われるか、説明したことがあります。

それはそれとして、まだ時間はあるのです。この最近の出来事の成り行きはあなた方にとって、また共和国²のpubliqueにとっても、有益で救いをもたらすものとなりうるのですから。あなた方は、この事件を有名にしないことが祖国およびあなた方の利益となる、という私の意見および結論を無視なさるのでしょうか。私には、それを政治的に扱うことがすでにあなた方の意見でもあることが垣間見えたように思っています。しかも私にはあなた方はそれを適切

にやっつてのけるように思われます。私のしている働きかけが私利私欲に基づくものとは考えてくださらないよう。あなた方が私を告発している意味においては私は罪を犯している、と私は表明し続けていますが、その際の率直この上ないやり方からして、私が気の弱さから働きかけているのではけつてないことがお分かりでしょう。死刑であれ流刑であれ、私にとっては不滅への道筋でしかないのであって、私はいずれであっても熱烈な雄々しさと敬虔さをもってその道を進むつもりです。しかし、私を断罪し、それだけでなく民主主義者すべてを断罪しても、けつしてあなた方の利益にはならないでしょうし、また、共和国の救済を保証することにもならないでしょう。私はよく考えた結果、それにもかかわらず結局はあなた方も常にこの共和政の敵であるわけではない、と判断しているのです。それどころか、あなた方は、明らかに誠実な共和主義者だったこともあるのです。なぜ、あなた方は再び共和主義者に戻らないのでしょうか。なぜ、状況ゆえにあなた方がわれわれとは異なる激しい怒りを覚え、その怒りの不可避的な結果として、あなた方も人間であるがゆえに、他の人びとと同じように一時的に正しい道を踏み外してしまっただ、とは思えないのでしょうか。要するに、なぜわれわれ全員が、われわれの極端な立場から抜け出さないのでしょうか、そして、分別ある妥協策を受け入れないのでしょうか。愛国派、そして人民大衆の心は深く傷ついています。彼らの心にさらに激しい苦痛を与えなければならぬのでしょうか。その最終的な結果はどのようなものとなるのでしょうか。それらの愛国者の傷を悪化させるのではなく、ようやくその傷を癒すことが考慮されて当然ではないのでしょうか。あなた方には、したいと思つたときには、率先して善を行なっていただきたい。あなた方は、公行政を行なうあらゆる力をもっているからです。総裁のみなさん。人民の立場で統治していただきたい。以上が、まさに同じ愛国者たちがあなた方に要求していることなのです。私は彼らに代わつてこのように語っているのですが、彼らが私の発言を遮ることはけつてない、と私は確信しています。また彼らに裏切られることはない、と確信してもいます。採るべき賢明な方針はひとつしかない、と私は思っています。すなわち、深刻な陰謀はまったく存在しなかった、と断言すべきなのです。五人の人間（総裁政府

の総裁五人」が、立派で堂々とした寛容な態度を示せば、今祖国を救うことができるのです。さらに私は、愛国者たちは体を張ってあなた方を守るだろう、とあなた方に保証しておきます。そうすればあなた方はもはや、自分たちを守るためにいくつかの方面軍をそっくり必要とするのではなくなるでしょう。愛国者たちはあなた方を憎んでいるのではなくて、あなた方の評判の悪い行為のみを嫌悪してきているのです。それゆえ私としても、私の絶えざる誠実さと同じくらい広範な保証をあなた方に与えようと思います。あなた方は、私が愛国者と呼んでおきたいこの範疇の人びとに対してどれほどの影響力をもっているか、ご存知でしょう。私はこの影響力を、もしあなた方が人民の立場に立つのであれば、彼ら人民とあなた方とは一心同体なのだを彼らを説得するのに使うつもりでいます。

この率直な書簡の効果がフランス国内に平穩をもたらすこととなっても、さほど残念なことではありません。この書簡の主題となっている事件が騒ぎの種とならないようにすることによって、ヨーロッパの平穩を妨げるものをも同時に未然に防げるのではないのでしょうか。

署名 G・バブーフ

政府の無分別

民主政を目差す教説に対する断罪が、革命の昔からの友たちの間に大きな分裂を引き起こしてきたこと、また、革命を防衛しようとする人民の熱意を次第に冷めさせていたことは、ずっと前から明らかであったし、また陰謀の露見がそのことの新たな証拠を提供したところであった。

こうした事態は、外国の支援を受けた王党派に好都合な機会を増大させることによって、新たな貴族支配 *aristocratie* の指導者たちの高慢さを和らげただけであり、また、その指導者たちと民主派とを結びつけ、そして民主派を通じてその指導者たちと人民とを再び結びつけることによって、きわめて重大な結果を共和国にもたらす闘争を共和国が

蒙ることなく済ませ、また、結局はその指導部が襲われることとなった災厄を蒙ることなく済ませる立法上の変更を彼らに採用するように仕向けたはずである、と思われる。パブーフは彼の仲間たちの命を助けようという考えから、また同時に、消え去った力強さを共和主義の精神に取り戻させようという考えからも、まさにこのことを提案していたのである。しかし、慎重さに基づく助言に耳を傾けることなど、怯えきった自尊心にできることであつたらうか。新しい政府〔総裁政府〕は見えて見ぬふりをし、新政府がかつて手にしたことのないような愛情を人民から獲得させたであろう賢明な一歩後退を敢えて行おうとせず、軽率にも無分別な怒りに身を任せたのであり、怒りのあまり、常識や世論を無視しつつ、王政主義の意図を王政主義が嫌悪していた市民たちの意図であると見做すことさえ、また、市民たちのうちで共和国が必要とする真正正銘の献身を当然にも期待しえた人びとだけを断罪することさえ、なすにいたつたのである。貴族支配的な革命家たちの念頭には、彼らの権利侵害を非難してきた党派を壊滅させるために、卑劣な裏切りのおかげで彼らが手に入れた勝利を一時的に利用することしかなかつた。ドウルエは起訴され、ヴァンドームを設置場所と定めた高等法廷に送られることとなつた。

憲法違反

「共和暦第三年憲法」には、「何人も、いかなる委員会によつても、また以前の法律によつて定められている権限以外の権限によつても、法律が指定する裁判官から引き離されえない」〔第二〇四条〕と書かれてあつた。にもかかわらず、陰謀の露見より後に制定された法律によつて、その議員〔ドウルエ〕が、彼の共同刑事被告人 *coaccusés* たちを法律によつて指定されていた裁判所ではない高等法廷の道連れとすることに決定された。

同じ憲法にはさらに、「共和国全体に、(一) あらゆる裁判所によつて終審として下された判決に関して決定を下す *prononcer sur* [...] ひとつの破毀裁判所を置く」〔第二五四条〕と書かれてあつた。しかしながら、上述の法律は、

高等法廷はまさに裁判所であるのに、その判決は破壊の余地はない、と命じたのである。¹¹

ドゥルエの共同当事者たち *coaccusati* からは、憲法の文言に反するこれらの規定は、パリの民衆の眼前での口頭弁論 *tribunal* について政府が抱いた恐怖に原因があるとされるあの憎悪、また、彼らからは、「議會での」討議の間にむき出しとなり、激怒したひとりの議員に「叛乱分子 *factieux* たちに対しては、それほど配慮は不要である」と、またやはり興奮した別の議員には「叛乱分子たちにあらゆる正式の手続きを踏んでいたら、あまりにも多くの時間が必要となるであろう」と言わせた、あの憎悪のもたらした結果であると見做されていた。

起訴

一七人の欠席者〔逃亡・潜行を続けていて、逮捕されていない者〕を含む五九人の市民がパリで起訴されたが、その多くが許しがたいほどのいい加減さに基づいていた。それと同時に、共和国全土で被告人の数を増大させるためにごく些細な口実探しが行なわれたのであり、権力者たちは、高等法廷が大殺戮を行なうことを期待していた。シエルブール¹²、アラス、ロシュフォール、ブール、そしてサントから、それぞれ割り当てられた数の被告人〔合計六人〕がもたらされたが、事件と関係のないことがあまりにも明白であったために、彼らを非難することはまったく不可能であった。

脱獄

ヴァンドームで繰り広げられることとなる惨劇がパリで準備されていた間に、パリの民主派は彼らの仲間を救い出すために動き回っていた。ドゥルエは共和主義者の看守を使ってアベイ監獄から脱走した。¹³しかし、テンブル塔の囚われ人たちの脱走は、彼らの警備に就いていた兵士たちとの打ち合わせがなされていたのではあるが、必要な意思統一がなかったために、失敗に帰した。¹⁴

パーシユ¹⁶⁾だけが、監獄の外にあって、印刷された文書の中で公然と被告人たちの見解と大義とを奉じていた。幾人かの定期刊行物への執筆者が、勾留されている人びとに雨霰と浴びせられていた罵詈雑言にわずかながら歯止めをかけていた。しかし彼らのやり方は、あるいは明白な事実を否定したり、あるいは政府が陰謀の隠れた挑発者であったとほめかしたりするなど、不手際で勇氣に欠けるものであった。彼らが、陰謀家たちの払った努力の正統性という問題に勇氣を奮って手をつけ、彼らの真の意図を正当化したことは一度もないのである。

ヴァンドームへの囚われ人の移送

共和暦第四年フリユクチドール九日から一〇日〔九六年八月二六日から二七日〕にかけての夜に、パリで勾留されていた囚われ人全員がヴァンドームに移送された。その場の幹部たち *état-major de la Place* は自ら、眼前で囚われ人たちの身体検査をさせ、急¹⁷⁾ごしらえした格子つきの籠〔鉄製の唐丸駕籠〕に彼ら囚われ人を乗せた。平等の敵たちに対しても、また、その敵たちが彼ら囚われ人にけしかけた、欺かれてゐる人びとに対しても、獐猛な野獸であるかのように見世物として示すためであった。隊列は多数からなる軍隊に囲まれてパリを横切り、道中はずっと憲兵隊の強力な分遣隊および騎兵連隊の護衛を受けた。被告人たちの後を歩いてつき従った妻や娘や姉妹たち〔訳注〔27〕（次号）を参照〕は、厳しい氣候にさらされ、貴族たち *aristocrates* の嘲弄をしばしば蒙った。被告人たち自身、シャルトル〔パリの西南約九〇キロ〕およびシャトーダン〔シャルトルの南方約四〇キロ、ヴァンドームの北東約四〇キロ〕の市行政機関から受けた敬意に満ちたもてなしをありがたく思わなければならなかった分、逆に護送隊を指揮する将校の乱暴なふるまいに苦しまなければならなかった。

ヴァンドームでは、大急ぎで法廷と広々とした裁判所 *maison de justice* とが整えられ、¹⁸⁾ 出廷する被告人たちはフリユクチドール一三日〔九六年八月三〇日〕の夕方、そこに幽閉された。¹⁹⁾ 起訴がなされて以後に逮捕されたアントネル〔一

一月二二日に逮捕、二四日にヴァンドームの拘留室入り」とフイヨン（九六年九月九日夜、ゲルネル兵營事件の際に逮捕）、ならびにロシュフォール、シエルブルそしてアラスからやってきた被告人たちがしばらく後に次々とそこに入った。

あらゆる兵種の部隊が、監獄周辺と当時の法律によって一〇里四方への立ち入りが禁止された町（ヴァンドーム）の大通りとできわめて厳しい警備を行っていた。当局は、開始されようとしていた審理からあらゆる種類の公開性を奪い去ろうと望んでいたのである。

被告人たちの到着から高等法廷の公判〔審問 *serenées*〕の開始（共和曆第五年ヴァンデミエール二一日）プリュメール一五日（九七年一〇月二二日）一月五日）に非公開の被告人尋問〕までに経過した時間は、高等法院が構成され、欠席裁判手続き *contumace* の予審を行ない、陪審員団を形成し、被告人が提出したさまざまな請求や裁判管轄権否認申立て *declinatoire* について裁定することに用いられた。被告人の方ではその時間を、異議申立て *protestation* を行うこと、陪審員について〕行使する権利を有していた忌避申立て *recusations* について意思統一すること、弁護の打ち合わせおよび準備をすることに利用した。

異議申立て

前述した、憲法に合致していないデクレ〔高等法廷の組織に関する法律〕。訳注〔8〕を参照〕のおかげで、被告人たちには異議申立てを行なう広大な場が開かれた。彼らのうちの幾人かは、高等法廷の裁判管轄権 *competence* について否認申立てを行なうことよって、人民の大義にとつて有利な情勢をもたらしうる論争を高等法廷と立法府との間に引き起こしうるのでは、という可能性を予想した。しかし無駄な希望であった。高等法廷は自ら管轄権があると明言したのである。

忌避申立て

県の選挙会によって選任される陪審員全体のうち、三〇人については被告人から何ら理由を付すことなく忌避申立てを行なうことができた。これは、被告人の多くの身の上を左右することにもなりかねない、きわめて重大な作業であった。

被告人たちは、諸県で収集された不完全かつ往々にして不正確な情報に頼りつつ、共同討議を通じて忌避すべき名前について意思一致を見た。各被告人がひとりの陪審員を忌避するように、三〇人の名前が被告人たちに割りふられた。

しかしながら多くの場所において、断罪を受けたり、あるいは暴力的に選挙会から排除されたりしていたことから共和主義者がいままま、革命の敵たちの影響の下に共和暦第四年の選挙が実施されたために、陪審員名簿に自由の真の友だけを残すことは不可能であった。したがって、さほど悪くない陪審員で満足せざるをえなかった。全面的に信頼するに値した陪審員たちの中でも、ある者は被告人の親族であるとして法廷によって排除され、また別の陪審員たちは恐怖にとらわれて、病気を装い、欠席を認められたのであって、口頭弁論に立ち会ったのは三人であった。

バブーフの勇敢な自認

自由を奪われてからすぐに、バブーフがまず考えたことは、陰謀を自認 *avouer* し、陰謀の正統性を主張することであった。その正統性は、政府を打倒する意図をもっていたのかどうか、また、その目的を達成するために幾人かの人物と協力したのかどうか、とバブーフに尋ねた警察大臣（*コション*）に対する彼の以下のような回答に表れている。すなわちバブーフは、「現政府が抑圧的であることを心底から確信している私は、それを打倒するためであれば、私にできるすべてをなしたことであろう。私は、共和国のすべての民主主義者と協力した。しかし誰についてであれ、その名前を挙げるのは私の義務ではない」と答えたのである。彼が用いようと考えていた手段について同じ大臣から質問された

際に、彼は「専制支配者たちに対するあらゆる正統な手段」と答えた。また少し後には「用いられることとなっていた手段の詳細について示す必要はない。その上、それらは私だけに左右されていたのではない。私は専制支配打倒者評議会 conseil des tyrannicidesにおいては、自分の一票しか有していなかった」と答えたのである。

その数日後に起訴陪審長から尋問〔予審段階での質問〕を受けた際に、彼は、陰謀の張本人であるとの嫌疑(imputation)に対して以下のように答えた。すなわち「そういうことであれば、私は陰謀指導者という称号を授かることによって、身に余る榮譽に与かっている、ということを請合う。私は、そこでは副次的な、そしてこれから話そうとするものに限定された役割しかもっていなかった、と断言しておく。この陰謀が正統であると思っていたがゆえに、さらに、現在の政府がこの上もなく犯罪的であり、権力機関を横領し、人民の諸権利を侵害し、その結果人民を極貧状態に、きわめて痛ましい隷属状態に追いやり、また結局、第一級の反国民レprobation罪を犯したと思っていたし、今もそう思っているがゆえに、また、原則の神聖さを、自由を求めるすべての人間にとってこのような政府に反対して陰謀を企てることは義務であると思っていたし、また今も思っているがゆえに、私はこの陰謀を支持した。それゆえ私は、現政府に反対して形成された陰謀の指導者や首謀者たちを全力で支援することに進んで同意した」と答えたのである。おまけに、陰謀の中で彼が演じた役割を明らかにした後で、彼はこう付け加えた。「以上が、私が陰謀の指導者であるという馬鹿げた憶測をおそらくは打ち砕いてくれる詳細である。しかもその憶測は、私が逮捕された際に、私が陰謀家たちの書類の一部の傍にいたという状況のみを根拠としている。繰り返しになるが、そのことによって私の罪状を軽くしようと望んだりしているからではけつしてない。私は、誠実であること、また私のものではない役割を果たしたとして、私が値する以上の輝かしい役割を演じたようには少しも思われたいことだけを望んでいるのである。私はしかる後であれば、圧政者たちに対して陰謀を企てた犯罪のきわめて重い罰を受けることに同意する。なぜなら、私はさらに、意図に関しては、私以上に彼らに対する陰謀を企てた者は誰もいなかった、と自認しているのだから。それはすべて

のフランス人に共通した、少なくともフランス人の中の高潔な部分に共通し、大衆の恥辱と極貧とに基礎を置く、ごく少数者の幸福という醜悪な体制を望まない人びとすべてに共通した犯罪である、ということを私は確信している。「それゆえ」私は、完全に大罪が証明された罪人であると自ら明言し、また、それは私が手助けした陰謀家すべての大罪である、と断言しておく」と。

陪審員団長による長い予審の間、勾留されていた主要な被告人たちは一貫して独房に入れられていた。彼以外の人びとは、訴訟事件についてもっとも詳しくと見做されていたバブーフと打ち合わせができない状況の中で、お互いに矛盾したことを言ったり、自分たちを危うくしたりすることを心配して、バブーフに説明を任せ、徹底的に慎重な言動に限定することを余儀なくされた。ある者は自分たちが書いたものを否認し、またある者は作り話を考え出した。ダルテは絶えず訴訟手続きの正統性に異議申立てを行った。

バブーフおよびブオナローティとともに逮捕されたピエの気弱さがなかったならば、バブーフの書いたもの、そして勾留されていた幾人かの書いたものも筆者不詳のままだったであろう。ピエは蜂起委員会の書記〔筆耕〕をしていたが、その委員会の記録 *procès-verbaux* について彼が作成した多数の写しがあったことから、積極的に企てに加担したという告発が彼の身に降りかかることを途方もなく恐れたがゆえに、ピエは急いで、彼が行い、見たことを供述し、彼が書き写した下書きの筆者たちが誰なのかを明らかにしたのである。臆病な行動によって致命的な影響をもたらしたこの被告人は、監獄の中で、また口頭弁論の中で愚か者の役を上手く演じた。高等法廷において彼は、悪霊が自分をバブーフの許へ駆り立てた、と言いつ張った。また彼は、悪魔に守られるためであれ、あるいは誰かを傷つけるためであれ、悪魔と契約することができると供述し、また彼の言ういくらかの詳しい点を示すために発言を求めた。実際に〔陰謀に〕関与した被告人の中には、彼らが脅かされていた重大かつ切迫した危険を前に動揺する者は誰ひとりいなかった。全員が、何ら動揺することなく彼らが主張してきた教説を守り抜き、自分たちの血でその教説を塗り固めようという決意を固め続けて

いた。彼らの供述によって危険にさらされた者はひとりとしていなかったのである。

被告人たちの毅然とした態度

ヴァンドームに到着した際には、彼ら被告人はすでに、事実の隠蔽や逃げ口上や否認をいっさい断念すること、陰謀を自認すること、そして弁護すべてについて陰謀の正統性の証明に限定することで意見の一致を見ていた。彼らはこの最後の証言を自分たちの大義の正しさに対して行なわなければならず、また、祖国に対しては粘り強さと毅然とした態度とのお手本を示さなければならぬ、と考えていた。「しかし」関与の仕方がより小さく、より慎重であった他の被告人たちは、こうした弁護計画を知らされて、その計画の実行を妨げようと考えた。彼らは同志たちに次のように語った。すなわち、「諸君が陰謀の実態を認めたらば、陪審員団は、その陰謀は立証されない、と宣告しうるであろうか。われわれの陪審員の中に、諸君の意図を取って正当であるとする者、あるいは、彼らに委ねられる事実問題に対してやむをえない嘘で答えようとする者が四人存在することなどありうるであろうか。諸君は、腐敗と退廃の時代に選任された人間に期待をかけすぎている。陰謀が現実のものであったと宣告されるならば、諸君は、諸君の友であるわれわれと、そしてすでに中傷と迫害の対象となっている多くの共和主義者をも、諸君の破滅の道連れにしてしまうのではないであろうか。わが陪審員たちの勇氣 *bravery* をあまりにも辛い試験に遭わせることを危惧しなければならぬのであり、また、彼らには少なくとも諸君に無罪を言い渡す口実を提供しなければならぬ」と語ったのである。

弁護の変更

こうした忠告に基づいて、主要な被告人たちが口頭弁論の間に分裂が生じることを心配したからであれ、彼らが友を傷つけることによって祖国に背くこととなるという考えを前にたじろいだからであれ、あるいは最後に、彼らが自分た

ちの生命を保つことに関心を抱いたからであれ、最初の「弁護」計画は斥けられた。その後彼らは、明白な陰謀は否認すること、その目的は仮定 hypothesis の議論としては擁護すること、また、押収された文書や立証された事実についてはもっともらしい説明を行なうことで意見が一致した。

しかしながら、密告者「グリゼル」の証言は詳細かつ正確だったのであり、また、訴追の内容「実体」に関しては唯一のものであったにせよ、その証言は被告人たちが作成した多数の、しかもものびきならない文書によってきわめてはっきりと裏付けられた。それゆえ、誠実な人間にとっては、政治的な判断はいっさい別として、ごく簡単に検討を加えさえすれば陰謀の実体を否認することは不可能であると思われた。

それ以来、陰謀に深く関与した被告人たちは、「当局が」立証しようとする謀議 complot は存在しなかったと主張し、また、たとえ謀議が現実のものであったにせよ、実行手段に欠けていたからであれ、あるいは、きわめて都合の悪い仮定ではあるが、被告人たちのものであるとされる目的は正統であり、かつ法的に根拠のあるものでもあったからであれ、犯罪性はまったくない、と主張することによって、自分たちを弁護することを目標とした。

アントネル

口頭弁論に向けてわれわれが準備していたことを、アントネル(第二章訳注〔31〕)は前以て大衆に対して行なった。この高潔な市民は、当時、自己の才能と財産とをきわめて高貴なことに用いていた。いかなる法律上の推定も彼に対しては提起されてはいなかったのであるが、彼は勾留された友たちの大義をはっきりと支持した。すなわち彼は、数多くの文書を通じて彼らの弁護を好意的に受け入れる気持ちを世論に抱かせたのであり、また、独房の奥から、容赦なく政府を非難し、「一七九三年憲法」を褒めたたえ、陰謀家たちの意図を正当化したのであり、もう少して彼らの共犯者 complice とあると自ら公言するところであった。

この逆境の時期に、共和主義のエネルギーはほぼすべてがヴァンドームの監獄のうちに閉じ込められていた。そこでは被告人たちは、揺るぎない毅然さの模範を通じて人民に仕えるようお互いに励ましあい、きわめて民主的な友愛の中で生きていた。平等派と旧山岳派との間の微妙な差異はあったにもかかわらず、完全な協調が存在した。しかもその協調は、見解の歩み寄りによって、また、裁判所において各人が自分の義務を果たす際の誠実さによって、日に日に高まったのである。

夕方になると、囚われ人すべてが参加する共和主義の唄が遠くまで響き渡り、ヴァンドームの住民たちは、興味から、また好奇心に駆られて、隣接する丘の上に集まっていたが、しばしば囚われ人たちの唄に合わせて自分たちも合唱し、拍手を送っていた。

共和国の置かれていた境遇は常に、あれほど身を捧げた大義のために多くのことを勇氣をもって行なってきた人びとの話題となり、また不安の種となつてもいた。ぞつとする不幸な出来事が彼らの話題に対しても、また不安に対しても新たな材料を提供した。被告人たちがヴァンドームに到着（九六年八月三〇日）した直後に、彼らはグルネルの破滅的な出来事のことを知った。グルネルでは、囚われ人たちを解き放ち、人民の諸権利を回復しようという願望からそこにやって来た多くの純然たる民主主義者が、卑劣な待ち伏せを受けて命を落としたのであった。貴族支配の権力は、この忌まわしい殺戮を通じて民主派 *parti démocratique* が奪い去られた力すべてを手にしたことによって、さらに強められたのである。

しばらく後に、さまざまな法律によって断罪された王朝（「ブルボン家」）の密使たる、王党派の幾人かの陰謀家 *comploteurs* が現行犯で逮捕されたが、彼らを擁護した立法院の大部分によって、また彼らを裁いた軍法会議によって、破廉恥なほど寛大な扱いを受けた。

同じ頃、「共和暦第三年」ヴァンデミエール一三日（九五年一〇月一日）の王党派主導によるセクション住民の叛乱

の欠席被告人たち *contumaces* を裁く任務を帯びた裁判所〔軍法会議〕は、その日パリ市を血に染めた陰謀について、確たる証拠はない、と宣告した〔四九人に死刑を宣告したが、処刑されたのは二人〕。

こうした裁判上の寛大な措置は内閣〔総裁政府〕に不快感を与えた。そのメンバーのひとりには「私は、これ〔寛大な措置〕がヴアンドームの被告人たちにとつての助け舟となることを恐れている」と述べた。政府は何よりも、彼ら〔ヴアンドームの被告人たち〕を抹殺したがっていたのである。（本章は未完結。次号に続く）。

訳注

〔1〕「九五年憲法」第二六五条から第二七三条までの規定。それらの規定によって、高等法廷 *Haute Cour de justice* は破毀裁判所の裁判官（最大定数は県の数の四分の三、すなわち六八人）の中から引き選ばれる五人の裁判官 *juges*、同じく破毀裁判所裁判官の中から引き選ばれる二人の国家訴追官、各県につきひとり選挙会によって選任される高等陪審員 *hautes-jurés* で構成されること、それが設置される場所は、五〇〇人院が指定するが、立法府が置かれている場所から二〇キロメートルより近くであつてはならないこと、などが定められていた。

〔*1〕破毀裁判所 *Tribunal de cassation*。「一七九〇年二月二日法」によって設置され、九一年四月一九日に組織された最高司法裁判機関で法律解釈の統一を目的とする。事実審（本案の審理）を行なうのではなく、法律違背、越権行為、管轄違いなどの理由に基づいてなされた破毀申立てについて裁定を行う。「九五年憲法」は、その第二五五条において「破毀裁判所は、事件の本案を審理することはけつてできない。破毀裁判所は、形式違背のある手続きによってなされた判決または明白な法律違反を含む判決を破毀し、訴訟の本案を、それを審理すべき裁判所に移送する」と規定していた。旧パリ高等法院の主法廷に所在。一八〇四年五月一日（共和曆第二年フロレアル二八日）の「国家組織の基本に関する元老院令 *Sénatus-consulte*」によって破毀院 *Cour de cassation* の名称を採ることとなつた。

〔*2〕国家訴追官 *accusateurs nationaux*。通常の重罪裁判所 *tribunal criminel* では訴追官（検事 *accusateur public*）。「高等法院設置に関する共和曆第四年テルミドール二四日（八月一日）の法律」第二五条によって、通常の重罪裁判所に置かれる執行府委員 *commissaire du Pouvoir exécutif*（「九五年憲法」第二四九条）の職務はこの国家訴追官に委ねられた。

[2] 総裁政府宛てのバブーフの書簡。総裁政府と對等に、de puissance à puissance 話し合う、交渉する、というバブーフの「奇異」とも思われるこの申し出は、どう解釈すべきなのであろうか。バブーフ自身による説明の一端は、次号所収予定の「補足資料」一「バブーフ「政治的遺言」」の中の「……私だけに大罪 crime capital を押し付けたのです。それでも私は、誰ひとりとして名指して巻き添えにすることはすまいという心遣いをもっていました。しかし私は、共和国全土の民主主義者の団結 coalition を全体として巻き添えにすることだけが当を得ている、と判断しました。暴政に激しい恐怖を与えうると思ったからですし、次に、平等の再建の企てが民主主義者にとって義務であるのと同じようにそうすることを義務的な企ての一部として提示しないのは、民主主義者すべてに対する侮辱となる、と考えたからです」という文言から推測しうる。

『バブーフ選集』の編者ドマンジエは、この書簡に「……思われるほど非常識な absurde なものではない。十分な意味づけをするには、時代の雰囲気を考慮しなければならない。総裁ルーベルの支持を多少とも受けていたバラスの立場を考慮しなければならぬ」とする注を付している。Maurice Dommanget, *Pages choisies de Babeuf, A. Colin, 1935, p. 302*。柴田、前掲書は、この書簡の真意について「まだ完全に破壊されていない残存の下部組織を意識的に誇大宣伝することによって、内部統一を欠く総裁政府を動揺させ、バラスを中心とする共和派結束派の主導権を回復させ、ひいては平等派への追及を緩和させて残存勢力の温存をはかるのを狙いとしたのであろう」とする(二二五―二二六ページ)。またローズは、「何らかの躁状態に陥ったからではなく、総裁政府の御都合主義 opportunism に訴えることによって陰謀家たちの命を救おうとした戦術的賭け raffle」として解釈されるべきである」が、このときのバラスの関心が、カルノー、ルトゥルヌール、ラレヴェリエールからなる三人組との連帯を示すことによって自分の行動の足跡(バブーフら平等派との関係)を消し去ることにあったために、そのキャンペーンの望みは小さかった、と指摘する。Cf. Rose, *Gracchus Babeuf, op. cit., p. 274*。しかしトムスンによれば、総裁政府内部の不一致に付け込もうとしたバブーフのキャンペーンはまったく無駄に終わったのであり、「バブーフには勇氣も、想像力も欠けていた」。Cf. David Thomson, *The Babeuf Plot: the Making of a republican Legend*, Routledge, 1947, p. 40。これに対してスキアッパは、バブーフが総裁政府に対して共和国のための「一種の休戦」を提案しており、護民官バブーフの政治的展望の大きさを証明している、としている。Cf. Jean-Marie Schiappa, *Gracchus Babeuf avec les égaux*, Les Editions Ouvrières, 1991, pp. 194-195。なおこの書簡は、警察省においてしたためられた。

[3] オルデンバルネフェルト、ヤン・ファン Jan van Oldenbarnvelt (一五四七年ユトレヒト)一六一九年五月二三日ハ一

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀(八)

グ)。オランダ共和国(連合州)の連邦総督としてフランスおよびイギリスとの同盟を結び、一六〇二年にはオランダ東インド会社を設立するなど、商業の発展に寄与。国王マウリツ・ファン・ナサウ Maurits van Nassau (一五六七年一月一—一六三五年四月。オレンジ公。オランダの独立に貢献)の権威主義政治に三部会とともに反対し、共和主義を擁護しようとしたが、カルヴァン派に反対する立場を取ったことが裏目に出て、国王の命により逮捕され、処刑された。

[4] シドニー、アルジャーノン Algernon Sidney (一六二二年ケントー一八三年ロンドン)。イギリスの政治家。一六五三年にクロムウエルの護国卿政治に反対して政界から引退。王政復古後、七七年に帰国するもチャールズ二世を批判し、共和主義者として影響力。八三年に陰謀事件への関与を口実に反逆罪で告訴され、容疑は希薄であったにもかかわらず有罪判決を受け、処刑された。

[5] クロムウエル、オリヴァー Oliver Cromwell (一五九九年四月ハンチントンー一六五八年九月ロンドン)。イギリスの政治家。都市部および農村部の中産階級の代弁者。清教徒革命では議会派、独立派。一六四八年末、クロムウエル率いる独立派は水平派と提携して国王と妥協する長老派を議会から追放。国王チャールズ二世を処刑し、四九年に共和国を成立させた。革命軍の中で急進的であった水平派を弾圧し、中産階級の利害に合致する重商主義政策を展開。五一年には航海条例を制定。王党派による反革命の危険を前に、クロムウエルによる独裁を支持した中産階級を背景に、五三年に議会を解散し、終身護国卿となる。

[*1] 水平派 Levelers。一六四七年頃から登場した政治潮流で、貧農、手工業者、小市民、兵士の間に、成年男子普通選挙や成文憲法を要求した。

[6] 一六四九年春、水平派や土地の共有を主張する真正水平派(ディッガーズ Diggers)による叛乱に対して、クロムウエルは激しい弾圧を加えた。しかし五八年にクロムウエルが没した後、六〇年にはチャールズ二世がフランスから戻って王政復古を果たした。

[7] 最初の番号。共和暦第二年テルミドル九日(九四年七月二八日)のクーデタの直前、メシドル三〇日(同年七月一八日)にヴァンデミエール後の恩赦で釈放されていたパブーフは、印刷所経営者ギュフロワの財政的支援を受けつつ、フリユクチドル一七日(九月三日)に『出版の自由紙 Journal de la Liberté de la presse』を創刊していた。一〇月初めにギュフロワと決別し、これまでの筆名カミーユ Camille をグラッキュスと改め、『護民官 Le tribun du Peuple』と改題した新

聞を単独で発行するにいたった。改題第一号（『出版の自由紙』からの通して第三号）は共和暦第三年ヴァンデミエール
一日（一〇月五日）の発行である。ここでの「最初の番号」云々の記述は、この間に発行されていた『出版の自由紙』上
で、パプーフがロベスピエールを批判し、テルミドル派 thermidoriens に近い立場をとっていたことを指すか。

〔*〕 キュフロワ、アルマン・ブノワ・ジョゼフ Armand Benoît Joseph Guffroy（一七四二年一月一日アラスー
〇一年二月九日パリ）。八九年に生地で弁護士。ロベスピエール兄弟と知己、ともどもパド＝カレール県から国民公会議員
に選出された。九三年九月に保安委員会のメンバーに選任。九四年二月に解任され、その後反山岳派の立場に。ロベスピエ
ル弾劾に賛成投票。総裁政府期に印刷業を始めた。

〔8〕 ブロンテールは、こうしたブオナローティの指摘を「きわめて子供じみている childish」とする訳注を付している。Cf.
Buonarroti's History of Babeuf's Conspiracy for Equality, op. cit., p. 240.

〔9〕 総裁政府は五月二三日に警察大臣コションからの報告を受けて、パプーフ、ブオナローティ、他三人を「共和暦第四年
ジェルミナル二七日（九六年四月二六日）の法律」（第二章の訳注〔77〕を参照）に基づいて告発手続きを取ることを命
じた。七月一日までに、セーヌ県パリ・カントンの起訴陪審長であるアンドレ・ジェラルは起訴の準備を終えていた。
通常であれば、パプーフら被告は、セーヌ県重罪裁判所 tribunal criminel に送られるはずであった。しかし、「陰謀」に
連座したドウルエは、五〇〇人院議員であったことから、「九五年憲法」第二六五条の規定によって高等法廷で裁かれねば
ならなかった。

この高等法廷を實際に設置したのが、共和暦第四年テルミドル一四日（九六年八月一日）に採択された「高等法廷の組
織に関する法律」であり、同二〇日（同八月七日）に公布された。その内容は、高等陪審員団が二六人で構成されること、
国家訴追官および被告の側からの陪審員忌避の形式と要件、証人の指定と証言方法、そして第三二条における「人民代表
（議員）および総裁政府メンバー以外の市民も共犯を理由に」高等法廷に引致されるとの規定などであった。

〔*〕 起訴陪審長 directeur du jury d'accusation。「共和暦第三年憲法」第二四〇条は「各県には、同数の起訴陪審 jury
d'accusation と軽罪裁判所とが設けられる。軽罪裁判所の所長は、各アロンディスマンにおいて陪審長 directeur となる。
人口五〇、〇〇〇人以上のコミューンにおいては、法律によって、軽罪裁判所の所長以外に、事件の迅速な処理が必要とす
るだけの起訴陪審長を設けることができるものとする」と規定した。陪審長の任務については、「訴追官 accusateur public

平等をめざす、いわゆるパプーフの陰謀（八）

一一五（517）

が職権によって、あるいは総裁政府の命令によって起訴陪審長に対して行なった告発に基づいて、司法警察吏 *Officier de police (judiciaire)* として直ちに、「一、市民の個人的自由または安全に対する危害、二、(以下、略……)を起訴する」(第二四二条)と定められていた。

[*2] ジェラルド、アンドレ *Andre Gerard* (生没年不詳)。このとき三〇歳台後半。革命前に高等法院 *Parlement* 付き弁護士。フティ・サン・タントワヌ・ディストリクトの議長で、パリ市(コミューン)総評議会議員にも選出されたが、立法議会選挙で落選。テルミドール後に新たな職業への準備をし、総裁政府の下でセーヌ県民事裁判所の裁判官となり、セーヌ県バリ・カントンの起訴陪審長となっていた。

[10] 立法府は、共和暦第四年ブレイリアール一四、一三および二三(九六年六月二、一〇および一一日)の秘密委員会においてドゥルエに関する証拠書類を読み、本人を召喚した後、メシドール二〇日(七月八日)の本会議でドゥルエに対する起訴を多数決で承認した。起訴状が作成されたのは、テルミドール二六日(八月一三日)である。 Cf. *Lagarand, op. cit., p. 317.*

[11] 「共和暦第四年テルミドール一九日(九六年八月六日)法」は、同一日(七月二九日)決議に基づいて、「高等法廷が下す決定 *decisions* および判決は、破毀裁判所への上訴 *recours* に付されることはない」とした。なお、「共和暦第三年憲法」第二五四条には、「あらゆる」という言葉はない。

[12] 五九人に対する起訴。セーヌ県バリ・カントンの起訴陪審長ジェラルルの作成にかかる起訴状に記載された罪名は、「憲法および政府の転覆 *renversement*、一七九三年憲法の復活、両院、総裁政府および文民・軍事当局の消滅……を目差す陰謀」とであった。 Cf. *Acte d'accusation, dressé par le directeur du jury d'accusation, contre les nommés Gracchus Babeuf, Philippe Buonarroti …… chez Varat, fructidor an 4, p. 6.* ジェラルルの署名の日付は共和暦第四年メシドール二二日(九六年七月一〇日)となっている。

[13] シェルブールはコクタンタン半島の先端の軍港都市。ここからは、フロツサル(以下、この項の人名については本章原注(一)(次号)の補注を参照)、レボワらが訴追された。アラスからはトゥロット、ポトフーらが訴追された。ロシエフォルは大西洋岸、シャラント＝マリティーム県の都市。ここからはモーリス・ロワが告訴された。ブールはアン県のブール(＝アン＝ブレス)を指す。ここからは元市長のアルバンが逮捕されてヴァンドームに。サントはフランス西部、ラ・ロシエルの南東に位置。

[14] 共和暦第四年テルミドール三〇日（九六年八月一七日）のこと。平等派とのつながりを法廷で暴露されることを恐れたバラスが手引きした、とのもっぱらの噂であった。脱走後ドゥルエはスイスに。ヴァンドーム裁判で無罪判決の後、九七年一月にフランスに戻った。

[15] テンブル塔の囚人たちの脱獄計画の失敗。七月末のこと、脱獄計画のうわさが立ったことから、厳密な点検が実施され、ディディエの独房からローブやテンブル塔のマスターキーが見つかった。

[16] パーシユ、ジャン・ニコラ Jean-Nicolas Pache（一七四六年五月ヴェルダン〜一八三三年二月アルデンヌ）。海軍卿を務めたカストル元帥の子供たちの家庭教師。その関係で海軍省の要職に。しかし肌合わず、退職してスイスに。革命が始まって帰国、内務省、陸軍省で仕事、九二年一月から陸軍大臣。ジロンド派の友人たちを見捨て、山岳派に。山岳派の後押しでパリ市長となる。シヨームットやエベルと深い結びつきがあり、九三年五月三二日、六月二日事件で目覚しい役割。バプーフは、九三年五月二七日に妻に宛てて書いた手紙の中で、パリのきわめて立派な人びとを友人にもっているとし、コミューン総代（市長）代理 *procurateur* のシヨームット、市長のパーシユ、ロベスピエール、マレシャルらの名を挙げていた。 Cf. Legrand, *op. cit.*, p. 132. 共和暦第二年ジェルミナル（九四年三月下旬）のロベスピエールによるエベル派肅清を免れた後、政治から身を引いた。プレリアール蜂起（九五年五月二〇日）の後に逮捕されるが、釈放。その後、アルデンヌに引きこもったとされる（ソブール編『フランス革命史辞典』およびチュラール編『フランス革命の歴史・辞典』による）。しかし、柴田、前掲『バプーフの陰謀』一五一ページによれば、九六年一月の警察報告として、反政府的な小クラブのひとつがパーシユの居宅で開催されていた（Cf. Aulard, *Paris, op. cit.*, t. 2, p. 626）。また、Legrand, *op. cit.*, pp. 284-285, 287 では、共和暦第五年フリユクドール一八日（九七年九月四日）のクリシー派（王党派）によるクーデタ未遂事件に際して、また、共和暦第六年ジェルミナル二〇日（九八年四月九日）からの両院議員三分の一改選に際してもパーシユの名前が挙がっている、とされている。

[17] エジヌとルネ・ヴァタールを指すと思われる。 Cf. Rose, *Gracchus Babeuf: The First Revolutionary Communist*, *op. cit.*, p. 327.

[*] エジヌ、ピエール Pierre-Nicolas Hesine（一七六二年二月五日〜一八二二年）。若い頃からルソーに心酔。国民公会期、ロベスピエールからはエベル派として、またテルミドール反動期には恐怖政治家として投獄された。総裁政

平等をめざす、いわゆるバプーフの陰謀（八）

府初期に釈放され、ヴァンドーム・カントン行政当局に代表委員として派遣された。パブーフ派逮捕・弾圧に反対し、解職された後、ヴァンドーム裁判の間、『高等法廷新聞 *Journal de la Haute Cour de justice ou l'Echo des Hommes libres vrais et sensibiles*』を発行。またパブーフの長男エミール（ロベール）らに宿泊させていた。

- [*2] ヴァタール、ルネ・フランソワ・シャルル René-François-Charles Vatar（一七六二年？レンヌ）一八三七年六月二四日カイエンヌ）。フォントレーヌ・ド・グルネル・セクションに所属。印刷屋を営み、『ジュルナル・デ・ゾム・リーブル *Journal des Hommes libres*』紙の発行人。この新聞には、アントネルも投稿し、編集にはデュヴァル以外に、ルベルティエ、ドゥルエ、ダルテ、ジェルマンら「平等派」も関わっていた。ヴァタールは「パブーフの陰謀」には関与しなかったが、小冊子などを印刷した。「陰謀」との関連で国家反逆罪に問われて共和暦第四年フロレアル三〇日（九六年五月一九日）に逮捕。釈放されたが、翌共和暦第五年ヴァントーズに再逮捕。共和暦第七年にはマネーリュ・クラブで積極的な活動。共和暦第九年ニウォーズに逮捕、オレロン島を経て、カイエンヌに流刑。当地でキヤナ占領を試みたイギリス軍と戦い、片脚を失う。後にカイエンヌ裁判所の聴取裁判官（審理には立ち会おうが、評決権を持たない裁判官 *Juge auditeur*）となった。
- [18] 裁判所は、ベネディクト派のトリニテ大修道院に設置された。ヴァンドームの市街は、ロワール河 La Loire の支流であるロワール川 Le Loir が分流して形成した、いくつかの島にあったが、この大修道院は、そのうちのひとつの島の後端近くに東西約一三〇メートル、南北約一五〇メートルの敷地をもつ。塀に囲まれ、門はひとつ、塀に沿って滞在者（サンティアゴ・デ・コンポステラへの巡礼者）用宿舎があり、大修道院附属教会とその修道者居住区建物が主要な建物であった。九六年八月中旬以後、高等法廷設置のために後者を数ヶ月かけて改造し、その二階に奥行き三〇メートル、幅九メートルの主法廷、裁判官用の小部屋および陪審団用の純き部屋が、また懲罰用の独居房などが一階に、それ以外の階に独居房が数十室作られた。

処刑場はトリニテ大修道院西のアルム広場 Place d'Armes（現在のパブーフ広場 Place Gracchus Babeuf）に設けられ、ギロチンそのものは処刑前夜の二七九七年五月二六日午後一〇時頃に設置された。

- [19] 八月三〇日にヴァンドームに到着したのは、アマール、ヴァディエ、リコールら二五人。翌々日の九月一日に到着したのは、ジェルマン、ダルテら一七人であった。

[20] 「自分のカントンの境界」を越えてその外を旅行するすべての者にパスポート（通行許可証 *passoport*）の携行を義務付

けた「共和暦第四年ウァンデミエール一〇日（九五年一〇月二日）の法律」が厳密に適用されることとなり、また、ウァンドームの住民に対しても町の中の往来に際して愛国証の携行が求められた。さらに、ロワール＝エ＝シェール県当局はこの法律の実施のためのアレテを布告したが、その中には「パスポートを携行している外国人 étrangers」であっても、あるコミュニティには、六人の市民によって当地に用事 affaires があることの証明がなければ、三日以上留まることはできない」という措置が含まれていた。 Cf. *Journal de la Haute-Cour de la justice, ou L'Echo des hommes libres, vrais et sensibles (de Hesine)*, no. 1, 20 fructidor an 4, p. 3 et *Journal des séances de la Haute Cour de justice (de Morard)*, troisième envoi deuxième partie, s. d., p. 9, また少なくとも五〇〇人の警備兵からなる部隊がウァンドームに駐屯していた。 Cf. Jean-Marc Schiappa, *Gracchus Babeuf avec les Egaux*, op. cit., p. 215.

[21] 共和暦第五年ブリュメール二五日（九六年一月二五日）に高等法廷が下した決定。 Cf. *Jugement de la Haute-Cour de justice, qui statue sur la validité de la procédure instruite contre G. Babeuf, et cinquante-trois de ses co-accusés*, 1796.

[22] 警察大臣コシオンへのパプーフの回答。ここに引用されているパプーフの発言は、逮捕当日の午後、警察大臣コシオンによる予審尋問を受けた際のものであろう。 Cf. Rose, *Gracchus Babeuf*, op. cit., p. 273. 翌フロレアル二二日（五月一日）にも警察大臣から尋問を受けたが、このときは証拠物（蜂起委員会の印章や文書・書簡）の確認が主だったようである。 Cf. *Haute Cour de justice, Suite de la copie des pièces saisies dans le local que Baboeuf (sic) occupait lors de son arrestation*, Paris, 1796, pp. 252-253.

[23] 起訴陪審長からのパプーフへの尋問。『パプーフ宅押収文書(統)』に収録されている尋問調書の抜粋によれば、共和暦第四年フレリアル三日、二八日（九六年五月二二日および六月一六日）にセーヌ県パリ・カントンの起訴陪審長ジェラルルの予審尋問を受けた。 Cf. *Ibid.*, pp. 253-262.

[24] ビエの訴追側証人としての陳述は、共和暦第五年ジェルミナル二三日（九七年四月二日）のこと。悪言に影響を受けた、との発言を受けて、弁護側はビエが発狂したとし、その日の公判は急遽閉廷となった。

[25] 四人の陪審員で無罪を言い渡すには十分であった。本章「陪審員団の評決」の項（次号）を参照。

[26] 密告者（グリゼル）の証言。ここでは予審段階での起訴陪審長ジェラルルらに対する証言。訴追側は、押収文書とともに、このグリゼルと書記（筆耕）ビエの証言を支えとして、パプーフらの「国家転覆」「内乱」罪容疑について「有罪性」を立

平等をめざす、いわゆるパプーフの陰謀（八）

証しようとした。公判（口頭弁論）中の証人グリゼルの証言については、本章「裏切り者」「裏切り者の証言」の項（次号）を参照。

[27] 法律上の推定 *presomption legale*。推定とは、ある事実の証明から他の証明されていない事実を帰納する法的推論方法を言う。立法者自身が、ある証明された事実から証明がなされていない他の事実を引き出している場合に、法律上の推定という。アントネルに対しては、共和暦第四年フロレアル二五日（九六年五月一四日）に最初の逮捕状、その後もプレリアール一日（九六年五月二〇日）に起訴陪審長ジェラールによる逮捕状、メシドール一九日（同年七月七日）にも逮捕状が出された。メシドール二三日（同年七月一日）には、容疑者不在のまま、「……両院と総裁政府を解体 *dissoudre* すること、五人の総裁……の殺害、共和暦第三年憲法の回復……を日差す陰謀」の罪に問われた。その間もアントネルは、居所を頻繁に変えて潜行を続けつつ、「パリ周辺の隠遁者 *hermite des environs de Paris*」なる偽名を用いて「ジュルナル・デ・ゾム・リーブル *Journal des hommes libres*」紙を発行。「陰謀」計画の非現実性、実行不可能性を軸とする「陰謀」弁護の方式について論じていた。フリメール二日（同年一月二三日）にリュクサンブール宮で逮捕された。人目につく場所にわざわざ出かけたことから、バブーフらの弁護を手助けするという意図からであったとされる。Cf. Pierre Serra, *Antonelle : aristocrate révolutionnaire 1747-1817*, Ed. du Felin, 1995, pp. 319-324.

[28] 平等派 *égaux* と旧山岳派 *ex-montagnards* との間の微妙な差異。被告人となって以降、バブーフ、グルテ、ブオナローティ、ジェルマンらは、強力な証拠を前にして裁判の引き延ばしを図り、九七年三月からの選挙で、左翼が勢力を強めることに期待をかけた（実際には王党派とクリシー派など右翼が勝利した）。対極には無実を確信している人びと（ピエラ）が裁判の早期終了と釈放を願っていた。

こうした差異とは別に、平等派と旧山岳派との間の差異が存在した。「陰謀」への加担を戦術的なものと見做していた旧山岳派は「バブーフの陰謀」なるものは総裁政府のどっち上げとし、財産共同体はユートピア的な空論とする方針であった。これに対し、バブーフらはヴァンドーム裁判を宣伝の場とし、自分たちの政治的立場を正当化しようとした。さらに、平等派内部にも差異が存在したのであり、アントネルが「陰謀」を「空中の楼阁」と片付けたのに対して、バブーフは「裏切り」として激怒した。Cf. Rose, *op. cit.*, pp. 296-297. セルナは「殉教者たる共和主義者よりも、生きている民主主義者」を評価するアントネルの防御的な弁護戦略とバブーフとの間の差異を指摘する。Cf. Pierre Serra, *op. cit.*, pp. 325-331. またロー

ズによれば、ブオナローティはアントネルからヒントを得て、旧山岳派の側についた、とされる。 Cf. Rosen, *op. cit.*, p. 297.

[29] 共和暦第四年フリュクチドール二三日(九六年九月九日)夜に発生した「グルネル兵営事件」。第二章原注(16)の補注

[*1]を参照。

[30] 共和暦第五年ブリュヴィオース二一日(九七年二月三〇日)の王党派によるクーデタ未遂事件を指す。いわゆる「プロティエの陰謀」事件。首謀者シャルル・プロティエ Charles Brothier (一七五一年ニエール県タネー九八年カイエンヌ)は聖職者(司祭)、陸軍学校で数学教師も。反革命容疑者として逮捕され、テルミドール後に釈放。共和暦第四年ヴァンデミエール一三日の王党派蜂起に参加し、逮捕されたが、ブリュメールに釈放。その後王党派の本拠であるアジャンヌ・ド・パリ Agence de Paris の長に。クリシー派内の過激派ともつながり。共和暦第五年の選挙に向け、イギリスからの資金を受けて宣伝活動。立憲王政の樹立を画策したが、ルイ十八世からは王位に就くことを拒否された。密告によって摘発され、デュヴェルヌ・ド・ブレール、ベルトゥロ・ド・ラヴィルルノワらとともに九七年一月三〇日に逮捕された。九月にギヤナに流刑。この「プロティエの陰謀」事件摘発によって、在ヴェネツィアのアントレーゲ伯やイギリス側に情報を流していたスパイ網は壊滅的打撃を受けた。

[*1] デュヴェルヌ・ド・ブレール、トマ・ローラン・マドレーヌ Thomas Laurent Madeleine Duverne de Presle (一七六三年ニエール?一八四四年シエール)。九〇年に海軍中尉。家族とともに迫害を受け、スイス、イギリスに亡命。九二年秋ごろから反革命の側に、プロティエ、ラヴィルルノワらと王党派組織網を組織。九六年四月にはチュリッヒでプロヴァンス伯(ルイ十八世)と、同一〇月にはロンドンでアルトワ伯と会った。「プロティエの陰謀」発覚後、死刑判決を受けたが、一〇年間の禁錮刑に減刑。その後アメリカやロンドンへ。一八〇三年一〇月にパリで逮捕されるが、釈放。王政復古によって海軍少佐の年金を受けた。

[*2] ベルトウロ・ド・ラヴィルルノワ、シャルル・オノレ Charles Honoré Bertholot de La Villehannois (一七五〇年?トウロン?九九年ギヤナ)。ルイ十六世の下で訴願審査官長 (maître de requêtes 大法官府に所属、國務諮問会議の案文作成や宮廷内の裁判などを担当)。平等派弾圧に係わったマロ將軍、ラメル將軍に期待を寄せ、彼らの指揮下にあったグルネル兵営の部隊を動かして王政を復活させようとした。しかし両將軍が総裁政府に通報し、逮捕。裁判で一年間の禁錮刑。クリシー派による共和暦第五年フリュクチドール一八日(九七年九月四日)のクーデタ後に流刑。

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀(八)

一一一 (553)

〔*3〕 アントレーグ伯、ルイ・エマニュエル・アンリ・アレクサンドル・ド・ロネ Louis Emmanuel Alexandre de Launay, comte d'Antraignes (一七五三年モンブリエー一八二二年ロンドン近郊のバーンス)。小貴族の家系。国王親衛隊などで軍務に就くが、七五年に退役してトルコ、エジプトなどに旅行。七九年に帰国し、ミラボーらと交友、世襲貴族制に反対の小冊子を発表。第三身分から三部会に選出された。しかし八九年九月以降、あらゆる陣営から胡散臭い人物との評価を受けていた。九〇年二月にスイスに亡命、当地で反革命的文書を刊行。金銭目当てから、ヴェネツィアでスベイン、オーストリア、ロシアなどの外交筋と接触、イギリス大使とも密接なつながりをもち、情報を提供。ヴェローナに九三年秋から居を構えたプロヴァンス伯(ルイ十八世)にも接触。大規模なスパイ組織網を構築。九七年五月にヴェネツィアを占領したフランス軍によってトリエステで逮捕され、その際「赤い書類入れ」に入った重要書類を押収された。六月一日にミラーノ近くでボナパルトの引見を受けたアントレーグは、共和暦第五年フリユクチドル一八日(九七年九月四日)のクーデタ未遂事件に際してのビシユグリユ(証拠書類 一二)の訳注(9)を参照)の裏切りを示す書類など、情報を提供。その見返りとして八月末に逃走を黙認された。その後、ルイ十八世とは絶縁状態となったが、オーストリア、ロシア、イギリスなどのために情報提供活動。一八一二年七月にピエモンテ出身の奉公人によって殺された。